

彦 根 愛 知 犬 上 地 域  
新ごみ処理施設整備事業に係る

計 画 段 階 環 境 配 慮 書

要 約 書

令 和 2 年 4 月

彦根愛知犬上広域行政組合

## はじめに

本図書は、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の3第1項の規定に基づき作成した「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)」の内容を要約したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHf 33)

また、本書に掲載した地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

## 目 次 -

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 .....	1-1
1.1 事業者の名称等 .....	1-1
1.2 事業の名称 .....	1-1
第2章 事業の目的および内容 .....	2-1
2.1 対象事業の目的 .....	2-1
2.2 対象事業の内容 .....	2-1
(1)対象事業の種類 .....	2-1
(2)対象事業の規模 .....	2-1
(3)対象事業実施想定区域の位置および面積 .....	2-2
(4)対象事業実施想定区域（施設位置）の検討経緯 .....	2-6
(5)対象事業の概要 .....	2-7
(6)工事計画の概要 .....	2-12
(7)その他対象事業に関する事項 .....	2-13
第3章 事業実施想定区域およびその周囲の概況 .....	3-1
第4章 計画段階配慮事項の選定 .....	4-1
4.1 位置等に関する複数案の設定 .....	4-1
4.2 環境影響要因の区分 .....	4-3
4.3 計画段階配慮事項の選定 .....	4-4
4.4 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定 およびその理由 ...	4-10
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果 .....	5-1
5.1 騒音・振動・悪臭（土地または工作物の存在または供用：施設の配置） ...	5-1
5.1.1 調査 .....	5-1
5.1.2 予測 .....	5-2
5.1.3 評価 .....	5-7

5.2 大気質（土地または工作物の存在または供用：施設の稼働） .....	5-8
5.2.1 調査 .....	5-8
5.2.2 予測 .....	5-15
5.2.3 評価 .....	5-31
5.3 景観（土地または工作物の存在または供用：施設が存在） .....	5-33
5.3.1 調査 .....	5-33
5.3.2 予測 .....	5-40
5.3.3 評価 .....	5-42
5.4 総合評価 .....	5-43

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

### 1.1 事業者の名称等

名 称：彦根愛知犬上広域行政組合

代 表 者 の 氏 名：管理者 大久保 貴

主たる事務所の所在地：犬上郡豊郷町四十九院1252 「豊栄のさと」内

### 1.2 事業の名称

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業

## 第2章 事業の目的および内容

### 2.1 対象事業の目的

現在、彦根愛知犬上広域行政組合（以下「本組合」という。）を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「1市4町」という。）の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバースセンター（平成9年稼働）の2施設があるが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっている。

また、近年ごみ処理行政においては、経済面、効率面での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされている。

そこで、本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）を契機に、広域でのごみ処理を目指し、新たなごみ処理施設の整備を行うこととした。

### 2.2 対象事業の内容

#### (1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業

（滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）別表第6号に掲げる事業）

#### (2) 対象事業の規模

##### 1) 条例対象事業の規模

条例対象事業の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

・焼却施設：147t/日（73.5t/日×2炉、24時間稼働）

注1）「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和元年10月）における計画値（144～147t/日）のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。

注2）現時点の想定であり、変更になる場合がある。

##### 2) 関連施設の規模

関連施設の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

・リサイクル施設：35t/日

注1）「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和元年10月）における計画値（31～35t/日）のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。

注2）現時点の想定であり、変更になる場合がある。

(3) 対象事業実施想定区域の位置および面積

対象事業実施想定区域の位置および面積は、表 2-1に示すとおりである。

表 2-1 対象事業実施想定区域の位置および面積

項 目	内 容
対象事業実施想定区域の位置	彦根市清崎町地先(西清崎) (図 2-1 ~ 図 2-3参照)
対象事業実施想定区域の面積	約 4.9 ha



图 2-1 対象事業実施想定区域位置图（広域图）



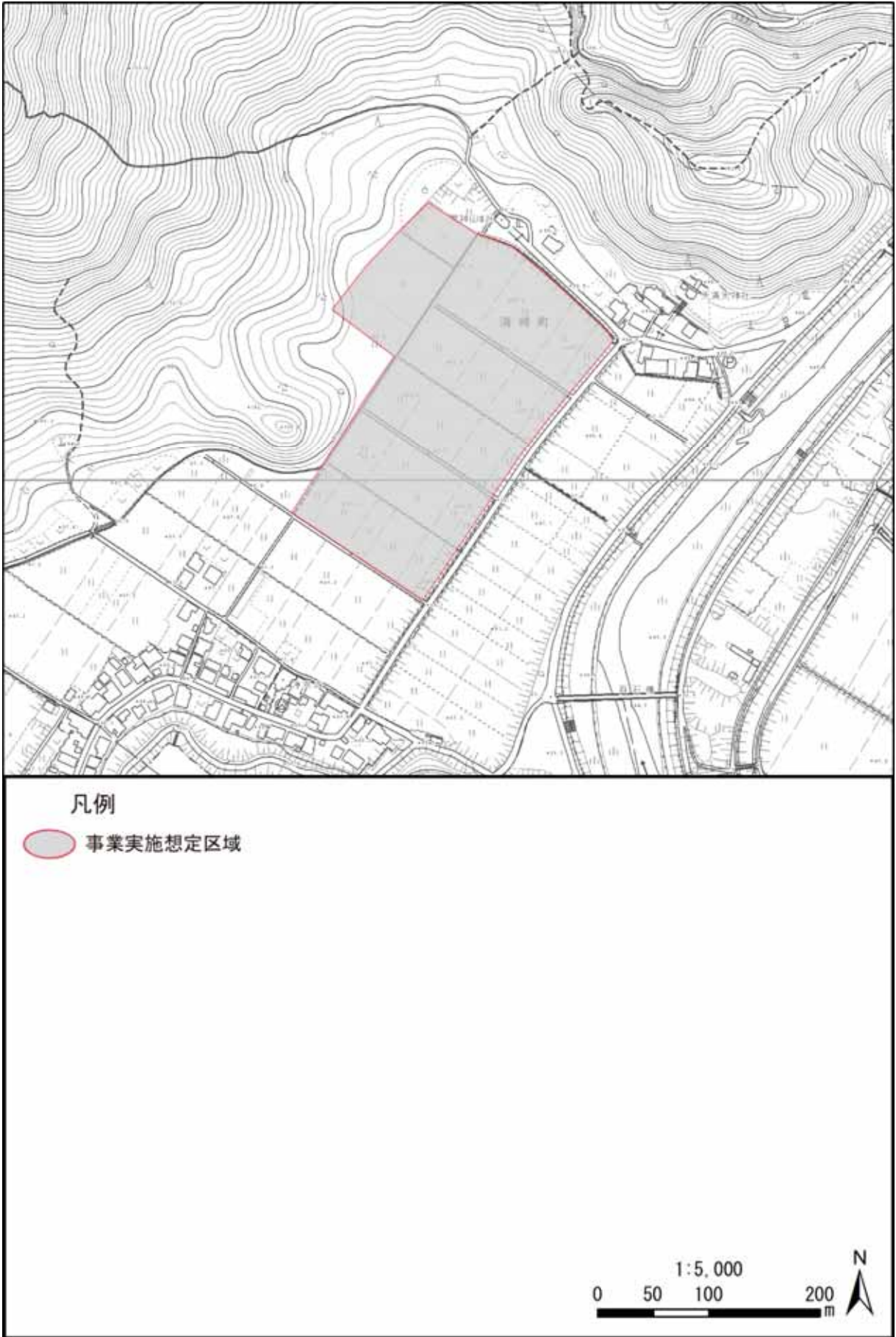


图 2-2 对象事业实施想定区域位置图（扩大图）



凡例

 事業実施想定区域

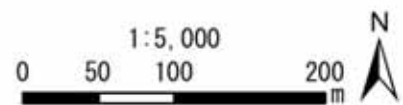


图 2-3 对象事业实施想定区域位置图（扩大图：航空写真）

#### (4) 対象事業実施想定区域（施設位置）の検討経緯

本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年3月）」を契機に、広域でのごみ処理を目指し、検討を行ってきた。

その中で、平成20年度には「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、建設候補地を選定したが、地盤の問題により断念することとなった。また、平成24年度には各市町からの推薦により再び建設候補地を選定したが、地元住民との折り合いがつかず、こちらも結果的に断念することとなった。

このことを受け、本組合ではこれまでの選定手法を見直し、より多くの住民にご理解、ご協力を得られるよう、公募方式により建設候補地を選定することを決定し、また行政主導ではなく独立した第三者機関として、平成26年12月、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足した。

選定委員会では、約2年3か月間、延べ15回にわたり慎重な議論・検討を行っていただき、平成29年2月、応募のあった5地域について評価、順位付けを行った報告書を提出いただいた。そして、その報告書を基に、本組合理事会において議論・検討を行い、平成29年6月、愛荘町竹原区を建設候補地として選定した。

しかしその後、平成31年2月の組合議会定例会において、「建設候補地の白紙撤回を求める決議」が可決され、「応募5地区から再検討する」ことを提案いただいた。これを受け、平成31年4月4日に組合として建設候補地を愛荘町竹原区1か所に決定したことについて白紙撤回し、平成31年4月20日に改めて応募5地区に対する合同説明会を開催したところ、4つの応募地（彦根市原町、彦根市西清崎町、彦根市下西川町、愛荘町竹原区）から再選定への参加意向が示され、これら全てを建設候補地と決定した。

その後、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施した。これらの結果と、平成29年2月時点の候補地選定報告書とを総合的に評価し、令和元年9月19日の管理者会において彦根市清崎町地先（西清崎）を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認された。

(5) 対象事業の概要

1) 施設整備の理念・基本方針

本組合が新ごみ処理施設の整備を行ううえで定めた理念および基本方針は以下に示すとおりである。

【理念1】ごみの安全・安心・安定的な処理が確保できる施設

新施設は、本組合1市4町から搬入されるごみ処理を担う施設であり、組合圏域から排出されるごみを処理するための基幹的な施設となる。よって施設の不具合等によりごみ処理に支障が生じれば、組合圏域における生活環境および公衆衛生に重大な影響を及ぼす。

以上を踏まえ、新施設では施設でのトラブルをできるだけ少なくし、ごみを滞ることなく安定して処理できる施設とする。

<基本方針>

- ごみ量・質による変動にも対応でき、長期間にわたり安定した稼働を持続的に行うことができるよう安定性を備えた技術を導入する。
- 事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、施設の運転員が安心して快適で安全に働ける施設とする。
- 地域にとっても施設の運転員にとっても、十分な安全を確保するため、安全性や危機管理について万全の配慮を行う。
- 施設の建設および運転にあたっては、1市4町の住民の安心を確保するため、情報公開を積極的に行う。

【理念2】環境への負荷の少ない施設

新施設の稼働にあたっては周辺環境への影響を最小限に抑えるよう配慮する必要がある。近年の環境負荷の低減施策においては、法規制の強化と施設を構成する機器・環境保全技術の発展により、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動等による影響を小さく抑えることができ、法規制以上の水準を達成することは十分可能である。

以上を踏まえ、新施設ではダイオキシン類や、水銀をはじめとする有害物質や騒音・振動等の環境負荷を低減することが可能な施設とし、周辺環境との調和にも配慮するものとする。

<基本方針>

- 公害防止対策に万全を期し、周辺環境への負荷の少ない施設とする。
- 焼却施設では処理工程から発生する排ガス中の有害物質をできるだけ少なくし、リサイクル施設を含めて、周辺地域への騒音、振動、悪臭などの問題を生じさせない施設とする。
- 周辺環境との調和を図り、建物のデザインや色彩は、景観に十分配慮したものとする。

【理念3】資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設

近年、限りある資源を有効に利用し続けることが特に重要視され、その役割を担う施設のひとつとしてごみ処理施設が評価されている。さらに、省エネルギーや高効率発電等、地球温暖化防止に貢献する技術の開発も進んできており、そのような技術を採用することにより

ごみ処理施設の資源循環・エネルギー回収に資する役割は更に大きくなるものと考えられる。また、住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、もの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割も大きくなっている。

以上を踏まえ、新施設ではごみからのマテリアルリサイクル（物質回収）、サーマルリサイクル（熱回収）を積極的に行い、また、情報提供や環境教育の充実を図り、循環型社会の構築に貢献できる施設とする。

<基本方針>

- マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルを積極的に行う。
- 施設の省エネルギー化、および太陽光発電等の自然エネルギーの導入により、温室効果ガスの発生量を抑制するなど地球環境の保全に努める。
- ごみ減量や地球温暖化防止等の啓発拠点として、情報提供や環境教育に関する設備を導入する。
- 施設の見学ルートや見学対象は、ごみ処理の流れや発電の仕組み等がわかりやすいように設定し、見学者が興味を持って何度でも訪問してもらえるように工夫する。

【理念4】経済性に優れた施設

ごみ処理施設は、1市4町の住民や国民の税金により建設・運営されるものである。新施設の整備・運営にあたっては、建設費だけでなく、施設を適正に維持管理しつつ維持管理費および補修費を抑えることが重要である。

以上を踏まえ、新施設は費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とする。

<基本方針>

- 施設の計画・設計・建設から運営・維持管理・改修までを含めたごみ処理システム全体で、常に経済性や効率性に配慮し、ライフサイクルコストの適正化を図る。

【理念5】災害に強い施設

東日本大震災の経験を踏まえ、今後、鈴鹿西縁断層帯を震源とする地震等、震災をはじめとする災害に対する対応策を予め準備しておく必要がある。

以上を踏まえ、新施設は災害時にもできる限り安定運転が可能とし、災害廃棄物処理および災害時のエネルギー供給等の拠点と成り得る、必要な設備を備える施設とする。

<基本方針>

- 大規模な災害が発生した際に一定の期間で災害廃棄物の処理ができるよう、余力のある処理能力を備えた設備を導入する。
- 平常時に排出されるごみとは性状が異なる災害廃棄物への対応が可能な処理技術を備える。
- 地震や水害により稼働不能とならぬよう、耐震化や燃料・資機材等の備蓄を考慮した災害に強い施設とするとともに、平時より災害時の廃棄物処理に係る訓練を行う。

## 【理念6】社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設

ごみ処理施設は、長期間にわたり使用するものであり、その間には社会情勢等の変化により、求められる処理システムや公害防止基準が変化する可能性がある。

以上を踏まえ、新施設では社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設とする。

### <基本方針>

- 最新の技術を活用し、かつ、将来的な処理システムや公害防止基準の変化にも柔軟に対応することができる設備を導入する。

## 2) 対象事業の規模等

### 焼却施設の規模

対象事業である焼却施設の規模等の概要は、表 2-2に示すとおりである。

表 2-2 焼却施設の施設規模

項目	内容
施設規模	147 t/日
処理対象ごみ量	39,729 t/年
処理対象ごみ	燃やすごみ、リサイクル施設からの可燃残さ、災害廃棄物

注1) 「新ごみ処理施設整備基本計画」(令和元年10月)における計画値(144~147t/日)のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。

注2) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

### リサイクル施設の規模

関連施設であるリサイクル施設の規模等は、表 2-3に示すとおり設定する。

表 2-3 リサイクル施設の施設規模

項目	内容
施設規模	35 t/日
処理対象ごみ量	7,457 t/年
処理対象ごみ	燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶・金属類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙・衣類、廃食用油、小型家電・乾電池・蛍光灯)、その他

注1) 「新ごみ処理施設整備基本計画」(令和元年10月)における計画値(31~35t/日)のうち環境負荷が最大となる場合の施設規模を示す。

注2) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

### 3) 公害防止基準

新ごみ処理施設が環境保全のために大気質に関する目標とする値（以下「公害防止基準」という。）については、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）および既存の彦根市清掃センターの公害防止基準よりも厳しい基準とし、表 2-4に示すとおりとする。

表 2-4 大気質に係る法規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

項目	新ごみ処理施設 公害防止基準	彦根市清掃センター 公害防止基準	法規制基準値
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.01 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.08 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
塩化水素	30 ppm 以下	30 ppm 以下	430 ppm 以下 (700mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
硫黄酸化物	30 ppm 以下	K 値 14.5 以下	K 値 14.5 以下
窒素酸化物	50 ppm 以下	250 ppm 以下	250 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
一酸化炭素	20ppm 以下 (4 時間平均)	20ppm 以下 (4 時間平均)	30ppm 以下 (4 時間平均)
水 銀	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	(平成 30 年 4 月 1 日から) 50 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下

### 4) 排水計画

新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。また、雨水については、事業実施想定区域に隣接する側溝を経由して公共用水域に放流する計画としている。

### 5) 関係車両の主要走行ルート計画

本事業に係る工事中の工事関係車両および供用後における廃棄物等の運搬車両は、事業実施想定区域近傍では主に県道2号大津能登川長浜線を走行する計画である。

なお、県道2号から事業実施想定区域までの具体的なアクセスルートは、彦根市における道路整備計画と併せて今後検討することとしている。

事業実施想定区域周辺の道路の状況を図2-4に示す。



図 2-4 事業実施想定区域周辺の道路の状況



(6) 工事計画の概要

想定する事業スケジュールは表 2-5に示すとおりであり、詳細な施工工程等は今後検討する。

表 2-5 想定する事業スケジュール



注) 現時点の想定であり、変更になる場合がある。

(7) その他対象事業に関する事項

1) 環境配慮の方針

本事業の実施にあたっては、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減する観点で、以下に示す環境配慮を検討する方針である。

< 工事の実施 >

- ・ 土地の改変に伴う発生土砂は、極力事業実施想定区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工事車両の走行にあたっては、安全運転の励行および車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・ 工所用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- ・ 建設工事に使用する建設機械(重機)は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減するよう配慮する。
- ・ 工所用車両の運行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。

< 施設の存在・供用 >

- ・ 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・ 施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、低騒音型の機器の採用、必要に応じて消音器の設置や防音扉の設置等の対策を行う。
- ・ 施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行う。
- ・ ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を検討する。
- ・ 施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する。
- ・ 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。
- ・ 廃棄物等運搬車両の運行にあたっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。

## 第3章 事業実施想定区域およびその周囲の概況

### 3.1 地域特性を把握する範囲

事業実施想定区域は彦根市の南部に位置し、彦根市は、北は米原市、東は多賀町、南東は甲良町および豊郷町、南は愛荘町、南西は東近江市に接し、北西は琵琶湖に接している。

自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）は、既存資料により把握した。

地域特性を把握する範囲は、事業実施想定区域およびその周囲とし、対象事業により特に広域的に影響が生じる可能性のある景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域から半径約3km程度<sup>注)</sup>の範囲を包含する図 3.1-1に示す範囲（以下「調査区域」という。）とした。但し、統計資料等により市町単位で地域環境の状況を述べる事項は、事業実施想定区域が位置する彦根市全域および、調査区域に町域の一部が含まれている豊郷町の全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

---

注) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月、建設省監修)を参考に、施設の形態が捉えやすい範囲等を考慮して設定した。

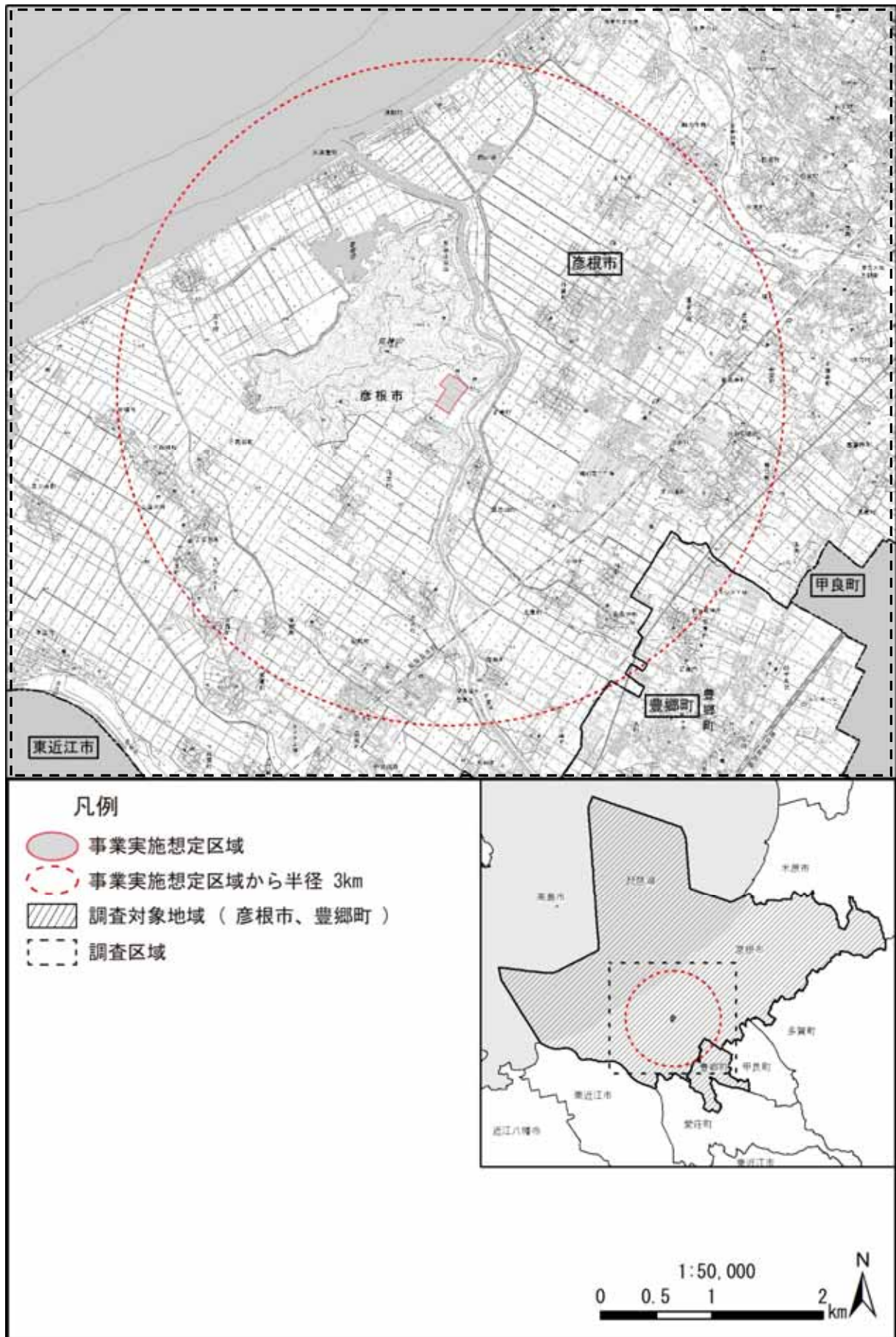


図 3.1-1 地域特性を把握する範囲（調査対象地域・調査区域）

表 3-1(1) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
気象	彦根地方気象台における平年値は、年平均気温が14.7℃、年間降水量が1570.9mm年平均風速は3.0m/s、年最多風向は北西である。令和元年の年平均気温は15.8℃、年間降水量は1,398.5mm、年平均風速は2.9m/s、最多風向は北西である。
大気質	調査区域では、一般環境大気測定局として彦根局（県立盲学校）、地域特設監視地点として彦根（県立彦根工業高校）が設置されている。平成25～29年度において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は環境基準を満足しているが、微小粒子状物質は平成25年度に、光化学オキシダントは平成25～29年度において環境基準を満足していない。また、有害大気汚染物質は、いずれの項目も平成26～29年度において環境基準および指針値を満足している。なお、ダイオキシン類の測定は実施されていない。
騒音	調査区域では、道路交通騒音測定を3地点（主要地方道（県道）大津能登川長浜線に位置する1区間内の2地点および一般国道8号の1地点）において実施している。一般国道8号では昼間に環境基準を超過しているほか、夜間に環境基準および要請限度を超過している。 調査区域では、平成30年度に6地点において環境騒音調査が実施されている。全ての調査地点で昼間、夜間ともに環境基準を満足している。
振動	調査区域では、道路交通振動の調査および環境振動の調査は実施されていない。
悪臭	調査区域では、悪臭に係る測定は実施されていない。
水象	調査区域を流れる主な河川は、淀川水系の犬上川、宇曾川および愛知川であり、いずれも琵琶湖の集水域に該当する。湖沼の代表的なものは、事業実施想定区域の北側に位置する琵琶湖、その内湖である曾根沼や野田沼、神上沼がある。
水質	調査区域では、琵琶湖や宇曾川などに位置する9地点において水質調査が実施されている。環境基準点である宇曾川の唐崎橋において、健康項目およびダイオキシン類調査の測定結果は、環境基準を満足している。一方、生活環境項目については、大腸菌群数が環境基準を満足しなかった。
水底の底質	調査区域では、平成26年度に宇曾川の唐崎橋において水底のダイオキシン類調査が実施されており、環境基準を満足している。
地下水	調査区域では、継続監視調査が2調査地域（日夏・清崎・南川瀬地区および彦根市湖岸地区）で実施されている。継続監視調査の結果、日夏・清崎・南川瀬地区ではテトラクロロエチレンが環境基準を満足していないが、その他の項目は環境基準を満足している。また、彦根市湖岸地区では砒素が環境基準を満足していない。 調査区域では、平成25年度および平成28年度に計2地点（豊郷町石畑および豊郷町豊郷）において地下水のダイオキシン類調査が実施され、環境基準を満足している。
土壌および地盤	調査区域の土壌は、北西に位置する琵琶湖沿岸部には主に砂丘未熟土壌が、その内陸部に中粗粒褐色低地土壌（斑紋なし）が分布し、さらに内陸部には細粒灰色低地土壌（灰色系）、細粒グライ土壌、細粒強グライ土壌などが分布する。また、荒神山および山崎山には主に乾性褐色森林土壌（赤褐色系）および乾性褐色森林土壌（黄褐色系）が分布する。事業実施想定区域の土壌は細粒グライ土壌により構成されている。 調査区域では、調査地点の2地点（彦根市西葛籠町および開出今町）において彦根市による土壌調査が実施され、彦根市西葛籠町において鉛が環境基準を満足しなかった。また、平成25年度、平成27年度にダイオキシン類調査地点が計4地点（豊郷町石畑、彦根市西葛籠町、彦根市西今町および彦根市甘呂町）で実施され、いずれの地点でも環境基準を満足している。 調査区域では地盤沈下は認められていない。
地形および地質	調査区域の地形は、北西部に琵琶湖が分布し、琵琶湖沿岸部には浜堤が、内陸部には主に愛知川、宇曾川、犬上川等の堆積作用に由来する緩傾斜扇状地や三角州が分布している。また、愛知川、宇曾川、犬上川等の両岸に自然堤防や河原が分布している。事業実施想定区域は三角州に位置しており、隣接する北側および南側に一般山地（荒神山および山崎山）が分布している。また、調査区域には活断層は分布していない。

表 3-1(2) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
地形 および 地質	<p>調査区域の地質は、主に泥がち堆積物が分布し、琵琶湖沿岸部および愛知川、宇曾川、犬上川等の両岸に砂がち堆積物が分布している。調査区域の南側を流れる姉川周辺の低地には砂や礫、泥の堆積物が分布している。事業実施想定区域の地質は、泥がち堆積物が分布し、隣接する北側および南側に溶結凝灰岩が分布している。</p> <p>調査区域に位置する重要な地形としては、非火山性孤立峰の荒神山および湖沼の曾根沼がある。</p>
動物	<p>調査区域に生息する可能性のある重要な動物の生息状況は以下のとおりである。</p> <p>哺乳類は 20 種の重要な種を確認した。樹林を主な生息環境とするムササビ、ツキノワグマ、ニホンリス等の種や、草地や農耕地を主な生息環境とするノウサギ、アズマモグラ、ホンドイタチ等の種の生息可能性がある。</p> <p>鳥類は、138 種の重要な種が確認された。サシバ、オオタカ、チョウゲンボウ等の里山の猛禽類のほか、チュウサギ、ヒクイナ、イカルチドリ等の水辺を利用する種の生息可能性がある。また、ヒシクイ、マガン、コハクチョウ等の冬季に湖岸や水田に飛来する冬鳥の生息可能性がある。</p> <p>爬虫類は、9 種の重要な種を確認した。水辺でみられるニホンイシガメ、ニホンスッポンや、草地から樹林に生息するヤマカガシ、ニホンマムシ等の生息可能性がある。また、樹林に生息するシロマダラ、タカチホヘビの生息可能性がある。</p> <p>両生類は、13 種の重要な種を確認した。水田等の水辺に生息するトノサマガエル、ナゴヤダルマガエルや、樹林に生息するタゴガエル、ニホンアカガエル、モリアオガエル等のカエル類の生息可能性がある。</p> <p>昆虫類は、93 種の重要な種を確認した。キロサナエやハッチョウトンボ、カトリヤンマ等のトンボ類や、オオムラサキ、ギフチョウ、ツマグロキチョウ等のチョウ類の生息可能性がある。また、ミズカマキリ、クロゲンゴロウ、ガムシ等の水生昆虫の生息可能性がある。</p> <p>魚類は、51 種の重要な種を確認した。ヤリタナゴ、ドジョウ、ミナミメダカ等、水田や流れの緩やかな小河川に生息する種の生息可能性がある。また、琵琶湖水系の固有種であるビワコガタスジシマドジョウ、ビワコオオナマズ、ビワヨシノボリ等の生息可能性がある。</p> <p>底生動物は、48 種の重要な種を確認した。マツカサガイ、セタシジミ等の琵琶湖沿岸に生息する貝類や、マルタニシ、オオタニシなどの水田や水路に生息する貝類、ヌマエビ、モクズガニなどの琵琶湖沿岸に生息する甲殻類の生息可能性がある。</p> <p>陸産貝類は、22 種の重要な種を確認した。樹林に生息するチャイロオトメマイマイ類、ビロウドマイマイ類、ニッポンマイマイ類や、水辺に生息するナガオカモノアラガイ等の生息可能性がある。</p>
植物	<p>調査区域に生育する可能性のある重要な植物は 145 種確認した。山地等に生育するウラボシノコギリシダ、トウゴクサバノオ、アカモノや、水田等に生育するデンジソウ、ホシクサ、シソクサ等の水田雑草類、琵琶湖や河川、水路に生育するネジレモ、イバラモ、ヒロハノエビモ等の水草類、湿地に生育するヒメザゼンソウ、ヤナギスブタ、マツカサススキ等が生育する可能性がある。</p> <p>調査区域の植生は、水田雑草群落が主な植生で、荒神山の周辺にアベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集等の森林植生がみられる。犬上川と愛知川の河畔には、ケヤキームクノキ群集や竹林等の河辺林や、ツルヨシ群集、河辺一年生草本群落（タウコギクラス）等の河川植生がみられる。荒神山の北側にある曾根沼や野田沼にはヨシクラスが分布している。そのほか、琵琶湖の湖岸には砂丘植生やヤナギ高木群落、クロマツ植林等がみられる。</p> <p>調査区域の重要な植物群落は、特定植物群落として、「三津屋のハマヒルガオ群落」「荒神山のタブ林」が挙げられる。そのほか、調査区域には、ケヤキやスギ、イチョウ等の巨樹が 17 箇所分布している。</p>

表 3-1(3) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
自然状況	<p>生態系</p> <p>調査区域は、水田地帯が主要な環境となっている。事業実施想定区域の北側には荒神山があり、森林植生が分布している。また、調査区域の北西側には琵琶湖があり、曾根沼や野田沼などの湖沼や、犬上川とその支川等の水域も広くみられることから、里地・里山の生態系と、琵琶湖を中心とする水辺の生態系が分布していると考えられる。</p> <p>水田では、ヤナギタデ、イヌビエ、テンツキといった水田雑草類が生育していると考えられる。これらの植生を基盤として、鳥類のヒバリ、ツバメ、ホオジロ、両生類のトノサマガエル、アカハライモリ、爬虫類のシマヘビやアオダイショウ、昆虫類のエンマコオロギ、コバネイナゴ、チャバネセセリ、魚類のドジョウ、ミナミメダカといった小動物が生息すると考えられる。また、それらの動物を捕食する中型哺乳類のホンDOIタチ、ホンDKITツネや、鳥類のアオサギ、ダイサギが生息し、さらにノスリ、チョウゲンボウ等の生態系上位種が生息していると考えられる。</p> <p>山地では、アベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集、植林地であるスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布しており、これらの樹林内にニホンイノシシ、ニホンジカといった哺乳類、タゴガエルやニホンアカガエル等の両生類、ヤマカガシなどの爬虫類、オオムラサキ、アカシジミ、タマムシといった昆虫類が生息していると考えられる。また、昆虫類を捕食するヤマガラやキビタキ等の鳥類や、生態系上位種であるサンバやオオタカも生息していると考えられる。</p> <p>琵琶湖の沿岸では、ヨシ等の抽水植物群落やエビモやネジレモ等の水草群落が生育していると考えられる。沿岸部では、ギンブナ、ヤリタナゴ等の魚類やヌマエビなどの甲殻類、肉食性の上位種であるミサゴも生息していると考えられる。</p> <p>調査区域の重要な生態系は、自然公園法により指定された琵琶湖国定公園の「特別地域」等、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で定められた「鳥獣特別保護地区」、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例による「ヨシ群落保全区域」、豊郷町文化財保護条例による「天然記念物」のスズムシバナ、「ラムサール条約登録湿地」と「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定された琵琶湖、「守りたい育てたい湖国の自然 100 選」に選考された新海浜・石寺町地域の湖岸、荒神山・曾根沼地域および犬上川下流域がある。</p>
景観	<p>調査区域の主要な眺望点としては、事業実施想定区域の北西側に位置する荒神山に設定されたウォーキングコース上の複数地点、事業実施想定区域の南側に位置する山崎山城跡があげられる。</p> <p>調査区域の景観資源としては、「第 3 回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）において自然景観資源として選定されている荒神山や、滋賀県指定名勝に指定されている阿自岐神社庭園、彦根市の「彦根八景」に選考されている石寺浜並木等があげられる。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場の状況	<p>事業実施想定区域の北側に位置する荒神山は、琵琶湖を一望できる眺望が彦根八景に選定されており、荒神山古墳や複数の神社も存在することから、ハイキングコースとして利用されている。また、調査区域には琵琶湖畔に位置するびわ湖一周コース、宇曾川沿いに位置するホントの宇曾川ルート等、複数のサイクリングコースが設定されている。</p>
一般環境中の放射性物質の状況	<p>調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、事業実施想定区域の北東約 5km に位置する彦根保健所（彦根市和田町）があり、空間線量率の連続的な監視が行われている。彦根保健所では、平成 27～31 年度において、環境省が示す「追加被ばく線量 1mSv/年」に相当する空間線量率 0.23 <math>\mu</math> Sv/h を下回っている。</p>
文化財および伝承文化の状況	<p>調査区域には彫刻や建造物等の指定文化財等が 31 件、遺跡や古墳等の埋蔵文化財包蔵地が 113 箇所分布している。なお、調査区域には伝統的建造物群保全地区はない。</p> <p>調査区域には、小泉町幌踊りや小泉町太鼓踊り、江洲音頭、扇おどり、絵日傘おどり、観音盆などの伝承文化がある。</p>

表 3-1(4) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
人口	<p>調査対象地域である彦根市における平成 29 年の人口・世帯数は 112,720 人、46,967 世帯、また、総面積に対する人口密度は 573 人/km<sup>2</sup>となっている。豊郷町の平成 29 年の人口・世帯数は、7,367 人、2,947 世帯、また、総面積に対する人口密度は 945 人/km<sup>2</sup>となっている。平成 25 年以降の人口の推移についてみると、彦根市、豊郷町ともに平成 28 年まで増加しているが、平成 29 年は減少している。</p> <p>人口動態は、彦根市において、自然動態は平成 26 年度に増加したが、平成 27 年度以降は減少、社会動態はいずれの年度も増加している。豊郷町において、自然動態はいずれの年度も減少し、社会動態は平成 26 年度に減少したが、その他の年度は増加している。</p>
産業	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の平成 24 年以降の産業別人口の総数（従業者数合計）は、平成 26 年が最も多くなっている。産業別の就業者数は、彦根市では第 1 次産業および第 3 次産業は平成 26 年が最も多く、第 2 次産業は平成 28 年が最も多くなっている。豊郷町では、第 1 次産業は平成 28 年、第 2 次産業は平成 24 年、第 3 次産業は平成 26 年が最も多くなっている。</p> <p>第 1 次産業では、調査対象地域である彦根市、豊郷町ともに総農家戸数は減少している。第 2 次産業では、事業所数、従業者数および製造品出荷額等は、彦根市、豊郷町のいずれも平成 27 年から平成 28 年にかけて減少しているが、平成 29 年には増加に転じている。第 3 次産業では、年間販売額は、彦根市で経年的に増加、豊郷町では平成 26 年に増加したが、平成 28 年には減少している。</p>
社会的状況	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町ともに田および宅地が多く占める。</p> <p>調査対象地域である彦根市の土地利用計画については、彦根市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月、彦根市）によると、地域特性を踏まえ、地域の現状や課題などに応じた取組方針を示し、今後の地域単位のまちづくりの指針となる地域別構想がある。調査区域は、新市街地地域、南彦根駅東地域、河瀬地域、稲枝地域に区分される。</p> <p>調査対象地域である豊郷町の土地利用計画については、第 5 次豊郷町総合計画（平成 31 年 3 月、豊郷町）によると、これからの土地利用や基盤整備の指針として、将来の地域構造を田園ゾーン、住宅ゾーン、工業・沿道サービスゾーン、まちの中心核、主要道路、中山道の街並みづくりとし、それぞれのあり方について方針を掲げている。</p>
水面利用、そのほかの水利利用の状況	<p>調査区域は琵琶湖に接し、琵琶湖の流入河川として宇曾川、犬上川、愛知川などが位置している。また、曾根沼や野田沼などの湖沼がある。また、調査対象地域である彦根市および豊郷町では、水道用水として琵琶湖水および地下水を利用している。</p> <p>琵琶湖の利用としては、レジャーと漁業が主な利用形態である。</p> <p>漁業では、琵琶湖は漁業法で海区扱いとされ、エリ漁、刺網漁など多様な漁業が営まれている。しかし、近年は地域の環境変化、琵琶湖の水質悪化、外来魚による食害や水草の影響により漁場環境が悪化し厳しい状況となっており、漁獲量の減少に伴う生産・出荷額の減少や、漁業者の高齢化により漁業従事者が減少しているとされる。</p> <p>調査区域の河川および池沼には内水面共同漁業権（第 5 種共同漁業権）はなく、滋賀県漁業調整規則（昭和 40 年滋賀県規則第 6 号）等による規定内であれば遊漁を行うことができる。滋賀県では県内全域の河川や琵琶湖において、滋賀県漁業調整規則により、魚種別の禁止期間、大きさの制限、漁具・漁法が定められているほか、調査区域内の犬上川の一部には、採捕禁止区域がある。</p>



表 3-1(5) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
交通 の状況	<p>調査区域の交通網は、一般国道 8 号が南東に延び、事業実施想定区域周辺には主要地方道（県道）大津能登川長浜線が南東に延びている。このほか、調査区域の北西側には主要地方道（県道）彦根近江八幡線、北東側には一般県道三津屋野口線、南西側には主要地方道（県道）愛知川彦根線が延びている。</p> <p>調査区域の自動車交通量をみると、平成 27 年度における平日 24 時間の自動車交通量は、一般国道 8 号の区間番号「10310」で 22,960 台と最も多い。事業実施想定区域に最も近い区間は、主要地方道（県道）大津能登川長浜線「40170」で、平日 24 時間の自動車交通量は 8,977 台となっている。</p> <p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の自動車保有台数の総数をみると、平成 29 年の自動車台数は、彦根市と豊郷町ともに、軽自動車が多く、彦根市は 37,717 台、豊郷町は 3,177 台となっている。</p> <p>調査区域では、事業実施想定区域の北東から南西方向に JR 東海道本線があり、JR 東海道本線と並行して JR 東海道新幹線と近江鉄道本線がある。事業実施想定区域の最寄り駅である河瀬駅の平成 29 年度における 1 日平均乗客数は 3,022 人である。なお、調査区域には JR 東海道新幹線および近江鉄道本線の駅はない。</p>
配慮施設、住宅 の配置の 状況	<p>調査区域には保育所 14 施設、認定こども園 1 施設、幼稚園 4 施設、学校 19 校、特別支援学校 1 校、放課後児童クラブ 10 施設がある。また、医療施設は 4 施設、福祉施設は 29 施設、文化施設は 4 施設ある。また、「人口集中地区（DID）平成 27 年」（総務省統計局）によると、調査区域においては、JR 東海道本線の河瀬駅及び南彦根駅周辺が人口集中地区となっているが、事業実施想定区域周辺には人口集中地区は分布しない。</p>
社会的 状況 上水道および 下水道の整備 の状況	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の給水普及率は、彦根市が 99.8%、豊郷町が 94.0% となっている。調査区域のうち、彦根市の給水区域は、大藪水源系、稲枝水源系、大藪・稲枝混合系に区分されており、事業実施想定区域は稲枝水源系により給水されている。豊郷町には、専用水道区域と簡易水道区域がある</p> <p>調査対象地域である彦根市、豊郷町の公共下水道普及率は、彦根市で 82.5%、豊郷町 100.0%となっている。調査区域の下水道は、公共下水道（琵琶湖流域下水道東北部処理区）と農村集落排水区域がある。下水処理場は東北部浄化センター（彦根市松原町および米原市磯地先）が配置されている。</p>
し尿処理 施設	<p>調査対象地域である彦根市、豊郷町で発生する生活排水およびし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿）およびし尿処理施設で処理しており、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されている。</p> <p>彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域のし尿処理施設は、彦根市清掃センター衛生処理場と湖東広域衛生管理組合豊楠苑がある。</p>
ごみ処理 施設	<p>調査区域にある一般廃棄物処理施設は、彦根市清掃センターが配置されている。事業実施想定区域およびその周囲にある産業廃棄物処理施設は、中間処理施設として株式会社杉本商事の焼却施設及び熔融施設、有限会社ヤマダ油脂の固液ろ過施設、有限会社光田産業の破碎施設及び熔融施設が設置されているが、最終処分場は存在しない。</p>
一般廃棄 物	<p>平成 29 年度のごみ総排出量は、彦根市では 36,207 t、豊郷町では 2,220 t であり、平成 28 年度と比較して彦根市、豊郷町ともに減少している。また、彦根市における平成 29 年度のリサイクル率は 16.59%、直接焼却量は 28,255 t となっている。豊郷町における平成 29 年度のリサイクル率は 94.17%、直接焼却量はない。</p> <p>彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域全体では、平成 29 年度のごみ総排出量は 47,535 t で、資源化量が 14,063t、リサイクル率は 35.52%、直接焼却量は 28,257t となっている。</p>
産業廃棄 物	<p>調査区域の位置する滋賀県において平成 25 年度に排出された産業廃棄物は 3,766 千 t となっている。業種別にみると「水道業」が最も多く 1,118 千 t、次いで「建設業」が 1,041 千 t となっている。種類別でみると「汚泥」が、最も多く 2,014 千 t、次いで「がれき類」の 810 千 t で、全体の 70%以上を占めている。</p>

表 3-1(6) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
社会的状況	<p>○用途地域等 調査対象地域である彦根市においては、都市計画区域として彦根長浜都市計画区域（彦根地域）が指定されており用途地域の指定があるが、事業実施想定区域には用途地域は指定されていない。なお、豊郷町に都市計画区域は指定されていない。</p> <p>○風致地区および市街化調整区域 調査区域には、彦根長浜湖岸風致地区、荒神山風致地区、古城山風致地区が指定されているが、事業実施想定区域には風致地区は指定されていない。 彦根市域の内、用途地域に指定されていない地域が市街化調整区域に指定されており、事業実施想定区域も市街化調整区域に指定されている。</p>
環境の保全を目的として法令等により指定された地域および基準の状況	<p>&lt;生活環境等の保全に係る規制の状況&gt; &lt;環境基準&gt;</p> <p>○環境基本法 ・大気汚染：以下の環境基準が定められている。 「大気汚染に係る環境基準について」（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント） 「二酸化窒素に係る環境基準について」 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」 ・水質汚濁：「水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 調査区域における環境基準類型指定の状況として、犬上川および愛知川河川のAA類型に、宇曾川は河川のB類型に、琵琶湖は湖沼のAA類型に指定されている。 ・地下水：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。 ・土壌汚染：「土壌汚染に係る環境基準について」が定められている。 ・騒音：以下の環境基準が定められている。 「騒音に係る環境基準について」 調査区域には環境基本法に基づく地域の類型のA類型、B類型、C類型の指定地域があり、事業実施想定区域はB類型に指定されている</p> <p>○ダイオキシン類対策特別措置法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）および土壌汚染に係る環境基準」が定められている。 ・廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の大気排出基準、廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準が定められている。</p> <p>&lt;規制基準&gt;</p> <p>○大気汚染防止法 ・本事業には、大気汚染防止法の排出基準が適用される。 ・総量規制地域：調査区域および事業実施想定区域には、硫酸化物の総量規制地域は指定されていない。</p> <p>○騒音規制法 ・特定工場等の騒音に関する規制基準：調査区域の全域は第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種地域に指定されており、事業実施想定区域は第2種区域に指定されている。 ・特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準：調査区域の全域は第1号区域もしくは第2号区域に指定されており、事業実施想定区域は第1号区域に指定されている。 ・自動車騒音の要請限度：調査区域の一部はa区域、b区域、c区域に指定されており、事業実施想定区域はb区域に指定されている。</p>

表 3-1(7) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域および基準の状況</p> <p>社会的状況</p>	<p>&lt;規制基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○振動規制法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工場等の振動に関する規制基準：調査区域の全域は、第1種区域、第2種区域（Ⅰ）、第2種区域（Ⅱ）に指定されており、事業実施想定区域は第1種区域に指定されている。</li> <li>・特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準：調査区域の全域は第1号区域もしくは第2号区域に指定されており、事業実施想定区域は第1号区域に指定されている。</li> <li>・道路交通振動の要請限度：調査区域の全域は第1種区域、第2種区域（Ⅰ）、第2種区域（Ⅱ）に指定されており、事業実施想定区域は第1種区域に指定されている。</li> </ul> </li> <li>○悪臭防止法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・物質濃度規制：調査区域の全域は、悪臭規制地域に指定されており、事業実施想定区域は悪臭規制地域（第2種地域）に指定されている。</li> </ul> </li> <li>○自動車等から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、いずれの対策地域も指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○水質汚濁防止法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質および生活環境項目に係る排水基準が全国一律で定められており、調査区域および事業実施想定区域には、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域は指定されていない。</li> <li>・水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例により上乗せ基準が定められている。本事業には、上乗せ基準が適用される。</li> <li>・滋賀県公害防止条例によりアンチモン含有量について横出し基準が定められている。本事業には、横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。</li> </ul> </li> <li>○瀬戸内海環境保全特別措置法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域を含む滋賀県は、同法の対象外区域である。</li> </ul> </li> <li>○湖沼水質保全特別措置法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域は、指定湖沼である琵琶湖の集水域に該当する。</li> </ul> </li> <li>○下水道法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設排水については、下水道放流を行う計画であることから、彦根市下水道条例の適用を受ける。</li> </ul> </li> <li>○土壤汚染対策法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、要措置区域および形質変更時要届出区域は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域は、指定区域として指定されていない。</li> <li>・廃棄物焼却施設の構造および維持管理に係る基準が定められている。</li> </ul> </li> <li>○滋賀県公害防止条例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染に関する規制：本事業に横出し施設は適用されない。</li> <li>・水質の排出基準に関する規制：横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。</li> <li>・騒音に関する規制：拡声器の使用制限を定めている。</li> </ul> </li> </ul>

表 3-1(8) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域および基準の状況</p> <p>社会的状況</p>	<p>&lt;自然環境等の保全に係る規制の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然公園法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、琵琶湖国定公園が指定されているが、事業実施想定区域には指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○自然環境保全法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、原生自然環境保全地域および自然環境保全地域は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、生息地等保護区は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約） <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域に位置する琵琶湖は、ラムサール条約登録湿地として指定されている。</li> </ul> </li> <li>○世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産および自然遺産の区域は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、鳥獣保護区、特別保護地区および特定猟具使用禁止区域（銃器）が指定されており、事業実施想定区域には鳥獣保護区が指定されている。</li> </ul> </li> <li>○滋賀県自然環境保全条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域および自然記念物は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、生息・生育地保護区は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域に位置する曾根沼と野田沼がヨシ群落保全区域として指定されており、曾根沼は保全地域に、野田沼は普通地域に区分されている。</li> </ul> </li> <li>○森林法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、保安林および地域森林計画対象民有林が指定されているが、事業実施想定区域には指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、6件の「保存樹」および1件の「保存樹林」が指定されているが、事業実施想定区域には指定されていない。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;土地利用に係る規制の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、用途地域が指定されているが、事業実施想定区域には指定されていない。</li> <li>・調査区域には、彦根長浜湖岸風致地区、荒神山風致地区、古城山風致地区が指定されているが、事業実施想定区域には指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○国土利用計画法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域が指定されている。事業実施想定区域には、都市地域および農業地域が重複指定されている。</li> </ul> </li> </ul>

表 3-1(9) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域および基準の状況</p> <p>社会的状況</p>	<p>&lt;土地利用に係る規制の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産緑地法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、生産緑地地区は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○砂防法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、砂防指定地は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○地すべり等防止法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、地すべり防止区域は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、事業実施想定区域には指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域には、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が指定されている。また、事業実施想定区域の一部には土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている。</li> </ul> </li> <li>○都市緑地法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、緑地保全地域および特別緑地保全地区は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○河川法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域流れる犬上川、宇曾川、愛知川および平田川、野瀬川、江面川、安食川、豊郷川、文祿川、額戸川、不飲川の 11 河川には河川区域の堤内側に河川保全区域が指定されている。また、河川区域より 10m 内の堤内の琵琶湖は、河川保全区域として指定されている。</li> </ul> </li> <li>○宅地造成規制法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、宅地造成工事規制区域は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域は古都に指定されておらず、調査区域および事業実施想定区域には、歴史的風土保存区域は指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○彦根市景観条例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象地域に位置する彦根市は、全域が景観計画区域に指定されている。</li> <li>・調査区域には、琵琶湖・内湖景観形成地域および朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域が指定されているが、事業実施想定区域には指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○農業振興地域の整備に関する法律           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、農用地区域が指定されている。</li> </ul> </li> <li>○国有林野の管理経営に関する法律           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、国有林野は指定されていない。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;その他の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○滋賀県建築基準条例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区域および事業実施想定区域には、建築基準法に基づき、制限を受ける建築物について、対象区域および日影時間の指定について定められている。</li> <li>・事業実施想定区域は、用途地域の指定のない区域に該当する。</li> </ul> </li> </ul>

表 3-1(10) 都市計画対象事業実施区域およびその周囲の概況（地域特性）

項目	地域特性
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域および基準の状況</p>	<p>&lt;その他の状況&gt;                      ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律                      ・本事業では、今後の施設計画を踏まえて、対象事業に該当する場合は届出を行う必要がある。</p>
<p>社会的状況</p>	<p>滋賀県、彦根市および豊郷町が策定している環境保全に関する計画等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第五次滋賀県環境総合計画（滋賀県、平成 31 年）</li> <li>・第 2 期彦根市環境基本計画および地域行動計画（彦根市、平成 23 年）</li> <li>・滋賀県低炭素社会づくり推進計画（滋賀県、平成 29 年）</li> <li>・第四次滋賀県廃棄物処理計画（滋賀県、平成 28 年）</li> <li>・彦根市一般廃棄物処理基本計画（彦根市、平成 30 年改定）</li> <li>・彦根市緑の基本計画（彦根市、令和元年改定）</li> <li>・滋賀県景観計画（滋賀県、平成 21 年）</li> <li>・彦根市景観計画（彦根市、平成 19 年）</li> </ul>
<p>その他第一種事業に関し必要な事項</p>	<p>廃棄物の処理に関する計画等                      調査対象地域である彦根市および豊郷町を含む彦根愛知犬上広域行政組合では、令和元年 9 月に彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画を策定している。</p>

## 第4章 計画段階配慮事項の選定

### 4.1 位置等に関する複数案の設定

滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）によると、計画段階配慮事項についての検討にあたっては、配慮対象事業を実施する区域の位置、配慮対象事業の規模または配慮対象事業に係る建造物等の構造もしくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定するものとされている。

本事業における位置等に関する複数案に係る検討状況を以下に示す。

- ・ 区域の位置：事業実施想定区域については、建設候補地として応募のあった4候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会および管理者会の結果と、平成29年2月時点の候補地選定報告書とを総合的に評価したうえで選定され、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認されており、代替性がないことから単一案とする。
- ・ 事業の規模（施設の処理能力）：今年度策定予定の一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、施設の基本計画において施設規模の見直しを行う可能性があるが、安定的なごみ処理を行うために必要な規模の処理能力を設定することから、代替性はないため単一案とする。
- ・ 建造物等の構造：新ごみ処理施設の構造の詳細は今後検討するが、主要な施設となる煙突の高さについては、現時点で複数案を検討することが可能であることから、複数の煙突高さを設定して影響の検討を行う。
- ・ 建造物等の配置：事業実施想定区域の近傍に住居等の保全対象が存在し、事業実施想定区域内における建造物等の配置の違いによって環境面の影響に差異が生じることから、複数の建造物等の配置を設定して影響の検討を行う。

これらより、環境面の影響に差異が生じることが考えられ、現時点で設定が可能な複数案として、表4-1(1)～(2)に示す「建造物等の配置」「建造物等の構造」を対象とした複数案を設定し、計画段階配慮事項の検討を行うこととした。

なお、長期にわたる安定的なごみ処理を行うためには、新ごみ処理施設の整備が必要不可欠であることから、本事業を実施しない案（ゼロ・オプション）は複数案には含めないこととした。

表 4-1 (1) 複数案の設定 (建造物等の配置：施設の配置に係る複数案)

	施設 <sup>注)</sup> の配置	概要
A案	北側配置案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施想定区域北側に施設を集約した案。</li> <li>・ 具体的な施設の配置は今後検討するが、主要な施設を事業実施区域の北側に集約することを想定する。</li> </ul>
B案	南側配置案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施想定区域南側に施設を集約した案。</li> <li>・ 具体的な施設の配置は今後検討するが、主要な施設を事業実施区域の南側に集約することを想定する。</li> </ul>

注) 複数案の設定の対象とする「施設」には、条例対象事業である焼却施設に加え、稼働に伴う騒音・振動の影響が生じる可能性がある施設として、関連施設であるリサイクル施設も含めて検討を行うこととする。なお、これらの施設の具体的な配置は、今後プラントメーカーの提案を踏まえて検討する。

表 4-1 (2) 複数案の設定 (建造物等の構造：煙突高さに係る複数案)

	煙突高さ	概要
X案	59 m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観への影響低減に留意した案。</li> <li>・ 他都市における類似施設<sup>注)</sup>での採用事例が最も多い高さを考慮して設定した。</li> <li>・ 航空法(昭和27年法律第231号)の制約を受けない最大の高さである。</li> </ul>
Y案	80 m	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排ガス拡散の促進に留意した案。</li> <li>・ 他都市における類似施設<sup>注)</sup>での採用事例のうち、上記の59mを超える高さを設定している事例の中で設定事例が多い高さ(80m)を考慮して設定した。</li> </ul>

注) 類似施設：全国の一般廃棄物焼却施設のうち、施設規模が類似する処理能力 100 t/日以上の施設を対象とした。(環境省データベースを参考に調査)



## 4.2 環境影響要因の区分

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る「工事の実施」および「土地または工作物の存在および供用」において、表 4-2に示すものが考えられる。

表 4-2 環境影響要因の区分

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	重機の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事、施設の建設工事を実施するため、各種の重機（建設機械）が稼働する。</li> <li>・造成工事や施設の建設工事に際して、建設副産物（残土等）が発生する。</li> </ul>
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土・工事用の資材および機械の搬出入に際して、工事用車両の走行がある。</li> </ul>
	土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事に伴い、自然環境の改変が生じる。</li> <li>・造成工事に伴い、建設残土が発生する。</li> </ul>
	その他（雨水等の排水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事に伴い裸地面の一時的発生があり、降雨時に下流河川に濁水が流出する可能性がある。</li> </ul>
土地または工作物の存在および供用	施設の存在 <sup>注)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに施設が出現する。</li> </ul>
	施設の稼働 <sup>注)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設が稼働する。</li> <li>・施設からの排水および廃棄物搬入車両の洗浄廃水が生じる。</li> <li>・ごみピットからの悪臭の漏洩が生じる。</li> </ul>
	廃棄物等運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設への廃棄物等運搬車両の走行がある。</li> </ul>
	その他（廃棄物の発生）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。</li> </ul>

注) ここでは、滋賀県環境影響評価技術指針（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）における「工作物」を「施設」と読み替える。また、以降の文章において、環境影響要因の小項目を「施設の存在」「施設の稼働」と定義する。

### 4.3 計画段階配慮事項の選定

滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）において、計画段階配慮事項の選定は、事業特性および地域特性についての情報を踏まえ、配慮対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することとされている。

本事業の事業実施想定区域は耕作地であり、事業の実施にあたって自然環境の大規模な直接改変は行わないことに加え、供用後には公害防止基準を達成する対策を図ることから、いずれの環境要素についても、重大な影響は回避または低減が図られるものと想定される。ただし、事業実施想定区域は周辺に琵琶湖国定公園や荒神山風致地区が存在するほか、住居等が近接するという特徴を有しており、事業の計画立案にあたっては、これらの地域特性を踏まえた環境保全を図っていくことが必要である。

このため、「4.1 位置等に関する複数案の設定」において複数案を設定した施設の配置や構造物については、複数案間で眺望景観や、近接する住居等への影響の程度が異なることから、これらの影響の差異が生じる項目を計画段階配慮事項として選定し、配慮書段階で検討を行うことにより、事業における環境配慮の方針を検討することとした。なお、既に計画が確定している位置や処理能力については、複数案を設定できないことから計画段階配慮事項の選定は行わないが、今後の事業計画の深度化に伴って適切に予測・評価を行い、周辺環境への影響に配慮した検討を行っていく。

以上の方針を踏まえて、事業特性および地域特性ならびに影響要因を勘案して選定した計画段階配慮事項の項目は表 4-3に、選定理由は表 4-4に示すとおりである。「土地または工作物の存在および供用」における計画段階配慮事項として、表4-1に示す建造物等の構造に関する複数案間で影響の程度が異なると考えられる、「施設の稼働」に係る騒音・振動・悪臭ならびに大気質、さらに「施設の存在」に係る景観を選定した。

また、計画段階配慮事項に選定しなかった項目およびその理由を表 4-5(1)～(3)に示す。なお、今後の環境影響評価手続き（方法書段階）において、本配慮書での検討結果ならびに最新の事業特性、地域特性を踏まえ、環境影響評価項目の選定を適切に行う方針である。

表 4-3 計画段階配慮事項の選定

環境影響要因			工事の実施				存在・供用				想定される環境影響の内容
			重機の稼働	工事用車両の走行	土地の改変	その他（雨水等の排水）	施設の存在	施設の稼働	廃棄物搬入車両の運行	その他（廃棄物の発生）	
大気環境	気象	特異な気象									-
		局地気象									-
		日照阻害									-
	大気質	二酸化硫黄									【存在・供用】施設の稼働
		窒素酸化物									【存在・供用】施設の稼働
		浮遊粒子状物質									【存在・供用】施設の稼働
		粉じん等									
		有害物質 <sup>注1)</sup>									【存在・供用】施設の稼働
		騒音 <sup>注2)</sup>									【存在・供用】施設の稼働
		振動									【存在・供用】施設の稼働
	悪臭									【存在・供用】施設の稼働	
	電波障害									-	
水環境	水象	流向・流速・流量									-
		水質	水の濁り								
	水の汚れ										-
	水底の底質	水底の泥土									-
		底質の汚れ									-
	地下水	水位・流れ									-
水質										-	
土壌環境	地形および地質 (重要な地形および地質)										-
	地盤	安定性									-
		地盤沈下									-
	土壌	汚染									-
機能										-	
生物	動物										-
	植物										-
	生態系										-
人と自然との豊かな触れ合い	景観										【存在・供用】施設の存在
	人と自然との触れ合いの活動の場										-
環境負荷	廃棄物等										-
	温室効果ガス										-
放射性物質	放射線の量										-
歴史的遺産	文化財										-
	伝承文化										-

注1) 有害物質：ダイオキシン類

注2) 騒音には「超低周波音」を含む。

表 4-4 計画段階配慮事項として選定した項目および選定理由

項 目		複数案の設定	計画段階配慮事項として選定した理由
環境要素	影響要因		
騒音・振動・悪臭	土地または工作物の存在および供用	施設の配置に係る複数案 A案：北側配置案 B案：南側配置案	施設の稼働に伴い発生する騒音、振動およびごみピットから漏洩する悪臭が周辺環境に及ぼす影響の程度は、事業実施想定区域内の施設の配置に係る複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
大気質		煙突高さに係る複数案 X案：59m Y案：80m	施設の稼働に伴い発生する煙突排ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質および有害物質が周辺環境に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。
景 観		煙突高さに係る複数案 X案：59m Y案：80m	施設の存在が主要な眺望点からの眺望景観に及ぼす影響の程度は、煙突高さの複数案に応じて変化すると考えられるため、計画段階配慮事項として選定する。

表 4-5 (1) 計画段階配慮事項として選定しなかった項目および選定理由

環境要素および影響要因		選定しなかった理由
気象		<p>本事業において、特異な気象、局地気象を生じる要因はないと考えられる。</p> <p>また、構造物の存在による日照障害のおそれがあるが、煙突による日影は長時間継続するものではないほか、今後の施設設計において日照障害に配慮した計画とすることにより、環境への影響の低減が可能である。なお、工事中において日照障害の重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
大気質 (重機の稼働)		<p>重機の稼働に伴って発生する排ガスおよび粉じんの影響は、施設の配置および構造物の存在に係る複数案間で大きな差異はなく、また影響の発生が工事期間中の一時的なものであり、重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
騒音および振動 (重機の稼働、 工事用車両および 廃棄物運搬車両の 走行)		<p>重機の稼働に伴って発生する騒音および振動の影響は、影響の発生が工事期間中の一時的なものであるほか、低騒音型機械や低振動型工法の採用や仮囲いの設置等による環境保全措置による影響の低減が可能であり、重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>また、工事用車両および施設関連車両は主に県道2号大津能登川長浜線を走行すると想定されるが、事業実施想定区域までのアクセス道路や、工事用車両、施設関連車両の走行台数は今後の検討で確定する予定である。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
悪臭 (重機の稼働、 施設の稼働(煙突 排ガスの発生))		<p>本事業において悪臭を発生させるような工事は想定していない。</p> <p>また、焼却施設の稼働に伴って煙突排ガスが発生するが、ごみを高温で燃焼することにより脱臭したうえで排ガスを排出するため、悪臭に係る重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
電波障害		<p>構造物の存在による電波障害のおそれがあるが、今後の施設設計において電波障害の影響に配慮した計画とするほか、万一電波障害が発生した場合には、受信状況の改善等の環境保全措置を講じることにより、影響の低減が可能であることから、重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
水象		<p>事業実施想定区域は宇曾川の流域面積に比べ十分に小さく、事業の実施に伴う宇曾川の水象への重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
水質		<p>事業実施想定区域は耕作地であり、工事の実施による現況からの濁水の発生状況の変化は小さいと考えられる。また、工事の実施時には適宜濁水対策を図るほか、施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画であることから、公共用水域の水質および水底の底質に与える重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
水底の底質		
地下水	(水位・流れ)	<p>本事業において長大な地下構造物の建設および地下水の取水は計画していないことから、事業の実施に伴う地下水(水位・流れ)に与える重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
	(水質)	<p>本事業において地下水(水質)に影響を与える施工方法は計画していない。</p> <p>また、ごみピット等の構造物は止水性のある構造物とするほか、施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画であることから、重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>

表 4-5 (2) 計画段階配慮事項として選定しなかった項目および選定理由

環境要素および影響要因		選定しなかった理由
地形および地質		事業実施想定区域周辺に重要な地形および地質が存在するが、事業の実施に伴う直接的な改変はないことから、重大な影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
地盤	(安定性)	事業実施想定区域は耕作地である平坦な土地であり、工事の実施に伴う地盤の安定性に与える重大な影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	(地盤沈下)	本事業において長大な地下構造物の建設および地下水の取水は計画していないことから、事業の実施に伴う地盤沈下に係る重大な影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
土壌	(汚染)	事業実施想定区域は耕作地であり、事業の実施に伴う土壌汚染に係る重大な影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
	(機能)	事業実施想定区域は耕作地であり、事業の実施に伴う大規模な土壌の流出は想定されず、周辺の土壌機能に与える重大な影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
動物・植物・生態系		事業実施想定区域は耕作地であり、類似した環境が周辺にも広く分布している。また、施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画であるため、事業の実施に伴う動物・植物の生息・生育環境および生態系への重大な影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場		事業実施想定区域周辺に人と自然との触れ合いの活動の場が存在するが、事業の実施に伴う直接的な改変はなく、利用環境に与える影響も小さいと考えられることから、人と自然との触れ合いの活動の場に与える重大な影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
廃棄物等		工事の実施および施設の稼働に伴い廃棄物等の発生が考えられるが、施設の配置および構造物に係る複数案間で廃棄物の発生量に大きな差異はなく、影響は複数案間で同程度と考えられる。 また、発生した廃棄物は再使用および再生利用を図るとともに、関係法令に基づく適正処理等の環境保全措置を講じることにより、環境への影響の低減が可能であることから、廃棄物等に係る重大な影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
温室効果ガス		工事の実施に伴い建設機械の稼働等による温室効果ガスの発生が考えられるが、施設の配置に係る複数案間で改変の面積に大きな差異はなく、影響は複数案間で同程度と考えられる。 また、新ごみ処理施設ではサーマルリサイクル(熱回収)を積極的に行い、電力会社の発電により発生する温室効果ガスの低減に寄与する計画であるほか、施設の省エネルギー化および太陽光発電等の自然エネルギーの導入により、温室効果ガスの発生の抑制に努めるため、環境への影響の低減が可能であることから、温室効果ガスに係る重大な影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。
放射線の量		事業実施想定区域周辺において高い空間線量率は確認されておらず、また施設の稼働時の放射性物質の発生はないことから、事業の実施に伴う放射線の量に係る影響は生じないと考えられる。 以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。

表 4-5(3) 計画段階配慮事項として選定しなかった項目および選定理由

環境要素および 影響要因	選定しなかった理由
文化財	<p>事業実施想定区域周辺に指定文化財および埋蔵文化財が存在するが、事業の実施に伴う直接的な改変はないことから、重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>
伝承文化	<p>事業実施想定区域周辺において祭り等の伝承文化が存在するが、事業の実施に伴う直接的な改変はないことから、重大な影響は生じないと考えられる。</p> <p>以上のことから、計画段階配慮事項として選定しない。</p>

#### 4.4 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定およびその理由

計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法は、地域特性および事業特性を踏まえるとともに、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）を踏まえ、表 4-6(1)～(3)に示すとおり選定した。

表 4-6(1) 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
騒音・振動・悪臭	土地または工作物の存在および供用（施設の稼働）	<p>【調査すべき情報】</p> <p>・事業実施想定区域周辺の保全対象住居等の分布状況</p> <p>【調査の基本的な手法】</p> <p>文献調査および現地踏査による方法とする。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>事業実施想定区域周辺の住居等の分布に関する情報が既存資料中に存在するとともに、現地踏査による把握が可能なため。</p> <p>【調査地域】</p> <p>施設の稼働に伴う騒音、振動および悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域周辺概ね200mの範囲とする。</p>	<p>【予測項目】</p> <p>事業実施想定区域周辺における騒音、振動および悪臭の影響の程度</p> <p>【予測の基本的な手法】</p> <p>事業実施想定区域周辺の住居等に対する騒音、振動および悪臭の影響の程度を定性的に予測する方法とする。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>事業実施想定区域周辺への騒音、振動および悪臭に係る影響の程度を予測できるため。</p> <p>【予測地域】</p> <p>調査地域と同じとする。</p>	<p>【評価の手法】</p> <p>設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行う。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>複数案間の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>

注1) 事業実施想定区域周辺の保全対象住居等の分布状況として、北東側に数件の住居等が近接するほか、南西側約100m以遠に集落が広がっている。これらの保全対象住居等の分布状況を踏まえて、ごみ処理施設の稼働に伴う騒音、振動およびごみピットから漏洩する悪臭の影響に係る住居等保全対象の影響を評価する範囲を事業実施想定区域周辺約200mの範囲とした。

注2) 現時点においては、施設構造物、稼働する機器の配置等の施設計画が決定していないことから、ごみ処理施設の稼働に伴う騒音、振動およびごみピットから漏洩する悪臭の影響に係る定量的な評価は行わず、事業実施想定区域周辺の影響を受ける可能性のある住居等保全対象の分布の把握による概略の予測を行うこととした。施設計画を踏まえた詳細な予測については、今後、事業実施想定区域周辺における詳細な現地調査を実施したうえで、今後作成する環境影響評価準備書の段階で検討を行う方針である。



表 4-6 (2) 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質	土地または工作物の存在および供用（施設の稼働）	<p>【調査すべき情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質の状況</li> <li>・気象の状況</li> </ul> <p>【調査の基本的な手法】</p> <p>文献調査による方法とする。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>調査地域の気象および気象に関する情報が既存資料中に存在するため。</p> <p>【調査地域】</p> <p>施設の稼働に伴う大気質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図 4-1 に示す事業実施想定区域周辺の広域の範囲<sup>注1)</sup>とする。</p>	<p>【予測項目】</p> <p>煙突排ガス中の大気汚染物質のうち、環境基準の定めのある二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の年平均濃度</p> <p>【予測の基本的な手法】</p> <p>「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年12月、公害研究対策センター)に基づき、大気拡散式を用いて長期平均濃度(年平均値)を概略予測する<sup>注2)</sup>。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>調査地域への大気質に係る影響の程度を定量的に予測できるため。</p> <p>【予測地域】</p> <p>調査地域と同じとする。</p>	<p>【評価の手法】</p> <p>設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行うほか、環境基準等との整合が図られているかを検討する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>複数案間の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>

注1) 煙突排ガスの影響を予測した結果は「5.2 大気質(土地または工作物の存在および供用:施設の稼働)」に示すとおりであり、年平均値の最大着地濃度地点は事業実施想定区域の中心より約530m~570mの位置となると予測された。調査対象地域の設定については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)において、最大着地濃度出現距離の概ね2倍の範囲とする考え方が示されているが、図4-1に示す調査および予測範囲は、当該範囲(約530m~570mの2倍:約1.2km)を十分に包含する範囲となっている。

注2) 現時点においては、事業実施想定区域付近の詳細な気象等のデータが得られていないこと、施設構造物の詳細な形状等の想定が困難なことなどより、事業実施想定区域周辺の地形の起伏は考慮せず、年平均値に係る概略の予測を行うこととした。事業実施想定区域の地形の起伏を考慮した詳細な予測や、施設構造物の形状等を考慮した短期濃度(1時間値)の予測については、今後、事業実施想定区域周辺における詳細な現地調査を実施したうえで、今後作成する環境影響評価準備書の段階で検討を行う方針である。

表 4-6 (3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	土地または工作物の存在および供用（施設の存在）	<p>【調査すべき情報】</p> <p>主要な眺望点および景観資源の状況、主要な眺望景観の状況</p> <p>【調査の基本的な手法】</p> <p>文献調査、現地踏査および写真撮影による方法</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>調査地域の景観資源および眺望点の状況に関する情報が既存資料中に存在するとともに、現地踏査および写真撮影による把握が可能なため。</p> <p>【調査地域】</p> <p>施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域から半径約 3km 程度<sup>注)</sup>の範囲および主要な眺望点を包含する図 4-1 に示す範囲とする。</p>	<p>【予測項目】</p> <p>眺望景観の変化の程度</p> <p>【予測方法】</p> <p>眺望点および景観資源と煙突の位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測する。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>眺望景観の変化の程度を適切に予測できるため。</p>	<p>【評価の手法】</p> <p>設定した複数案間における環境影響の程度について比較・評価を行う。</p> <p>【手法の選定理由】</p> <p>複数案間の影響の程度の差異を適切に評価できるため。</p>

注) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年 11 月、建設省)を参考に、施設の形態が捉えやすい範囲等を考慮して設定した。



図 4-1 調査および予測範囲 (大気質・景観)

## 第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の結果

### 5.1 騒音・振動・悪臭（土地または工作物の存在および供用：施設の配置）

#### 5.1.1 調査

##### (1) 調査項目

- ・事業実施想定区域周辺の保全対象住居等の分布状況

##### (2) 調査方法

###### 1) 事業実施想定区域周辺の保全対象住居等の分布状況

既存の地形図および現地踏査により、事業実施想定区域およびその周囲における保全対象住居等の分布状況を把握した。

##### (3) 調査結果

###### 1) 事業実施想定区域周辺の保全対象住居等の分布状況

事業実施想定区域周辺の保全対象住居等の分布状況を図 5.1-1 に示す。

事業区域想定区域の北東側に数件の家屋が近接し、最寄りの住居は事業実施想定区域から約 10m の位置に存在する。また、南側約 100m 以遠には集落が存在する。

なお、事業実施想定区域周辺には神社・寺院および事業所が存在するが、特定騒音・振動の発生源となる施設および悪臭を発生する施設は存在しない。



注) 保全対象住居等には家屋および社寺内の居住実態の可能性のある建物を含む。  
なお、現存していない建物は保全対象住居等から除外した。

図 5.1-1 事業実施想定区域周辺の保全対象住居等の分布状況

注) 本章に示す悪臭の影響の予測および評価においては、事業実施想定区域内の施設の配置に係る複数案に応じて周辺環境に及ぼす影響の程度が変化すると考えられる、ごみピットから漏洩する悪臭を対象とした。

### 5.1.2 予測

#### (1) 予測方法

##### 1) 予測項目

予測項目は、施設の稼働に伴って発生する騒音、振動および悪臭の影響とした。

##### 2) 予測地域

予測地域は、施設の稼働に伴う騒音、振動および悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域周辺概ね200mの範囲とした。

##### 3) 予測対象時期

予測対象時期は、事業活動（施設の稼働）が定常状態となる時期とした。

##### 4) 予測方法

施設稼働に伴う騒音、振動および悪臭の影響について、具体的な施設の配置計画や、使用する機械の種類、配置、台数等が未定であり、定量的な予測が困難なため、施設からの距離に応じた保全対象住居等の数を比較する定性的な方法とした。

##### 5) 予測条件

予測に用いる施設の配置に係る複数案の概略を、図 5.1-2(1)～(2)に示す。また、A案（北側配置案）、B案（南側配置案）それぞれにおいて想定される焼却施設およびリサイクル施設等の配置の一例を、図 5.1-3(1)～(2)に示す。

A案（北側配置案）は施設を事業実施想定区域の北東側に、B案（南側配置案）は南西側に集約することを想定している。

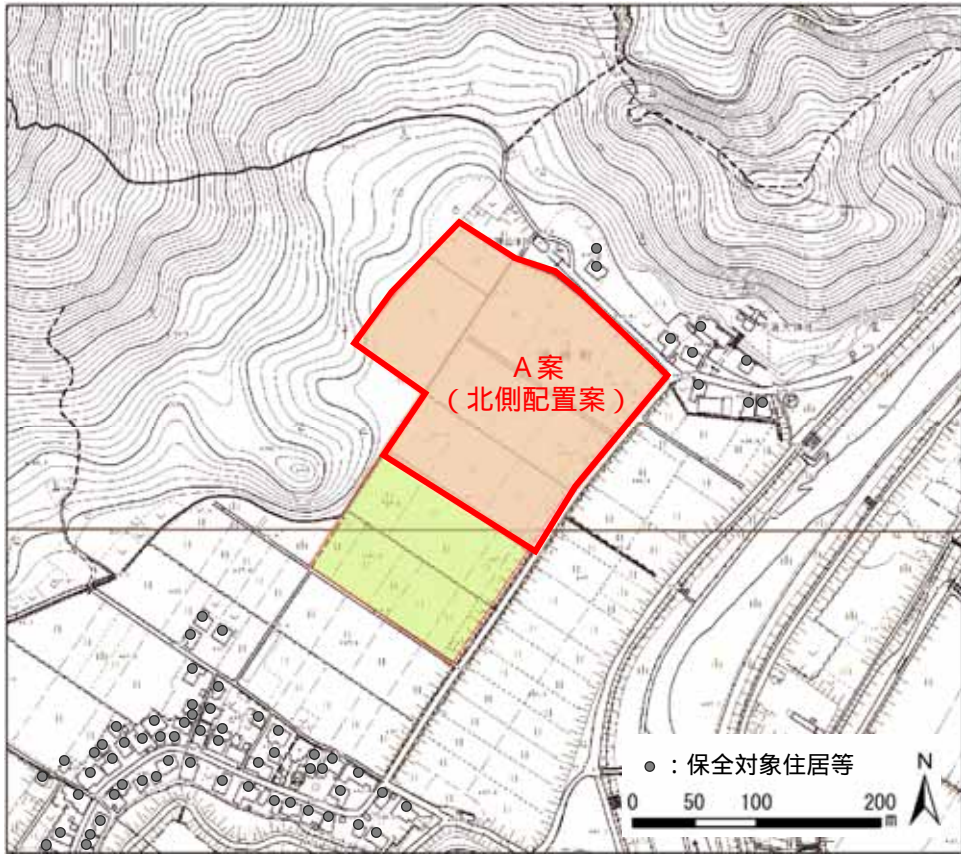


図 5.1-2 (1) 施設の配置に係る複数案の概略 ( A 案 ( 北側配置案 ) )



図 5.1-2 (2) 施設の配置に係る複数案の概略 ( B 案 ( 南側配置案 ) )

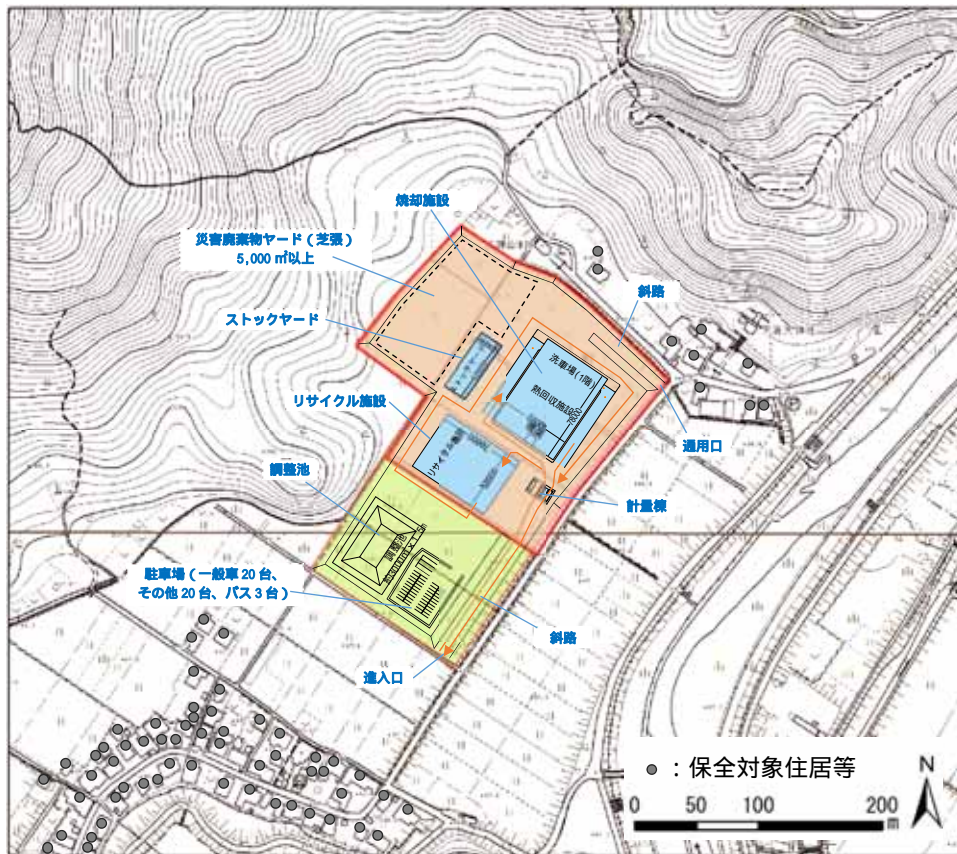


図 5.1-3(1) A 案 (北側配置案) において想定される施設配置の一例

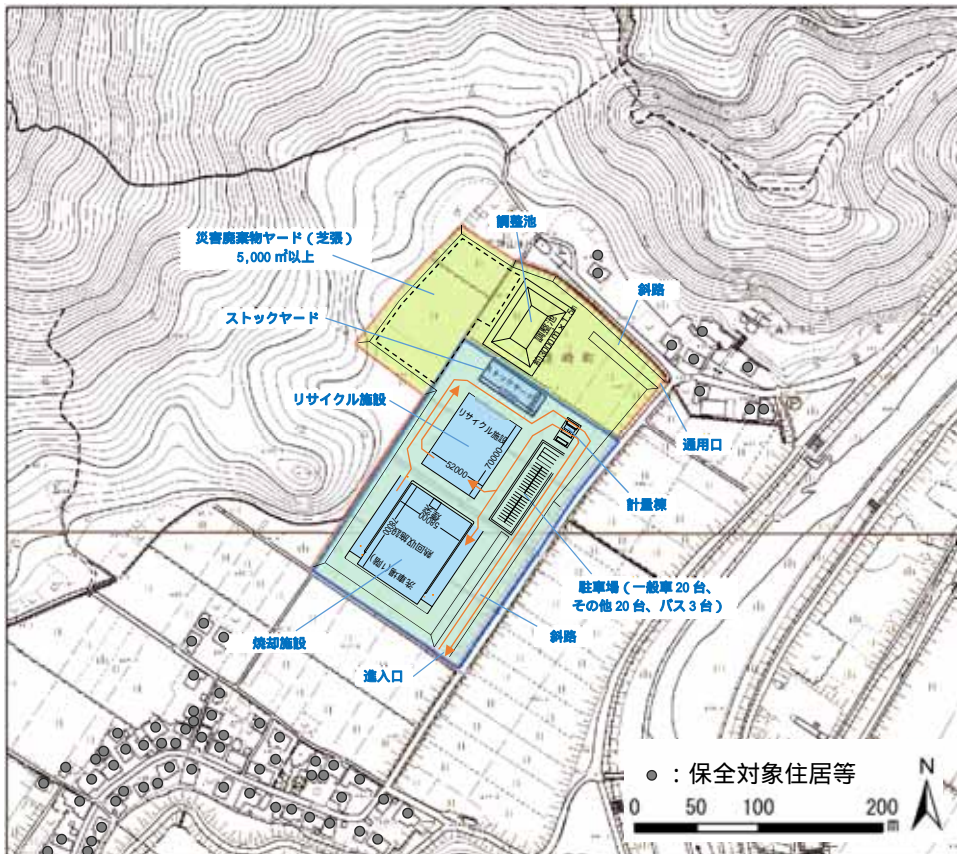


図 5.1-3(2) B 案 (南側配置案) において想定される施設配置の一例

(2) 予測結果

施設の配置区域の境界からの距離に応じた保全対象住居等の数を比較した結果を表 5.1-1および図 5.1-4 (1) ~ (2) に示す。

施設の稼働にあたっては、施設の稼働に伴う騒音、振動および悪臭について法令等に基づく規制基準の順守を図る。このため、A案(北側配置案)、B案(南側配置案)ともに騒音、振動および悪臭に係る周辺環境への著しい影響は生じないと考えられる。

ただし、A案(北側配置案)およびB案(南側配置案)では施設の配置区域周辺の保全対象住居等の数に差異が生じ、A案(北側配置案)の場合は施設の配置区域から50m以内には6軒、100m以内には9軒の住居等が存在する一方、B案(南側配置案)の場合は施設の配置区域から50m以内に家屋はなく、100m以内には5軒の住居等が存在する。なお、100m以遠には集落が含まれるため住居等の数が増加する。

騒音、振動および悪臭は発生源からの距離に応じて減衰する傾向があることから、一般的には事業実施想定区域に近いほど影響が大きい。特に、事業実施想定区域北東側には住居等が近接することから、A案(北側配置案)では当該住居等への影響が大きくなると想定される。一方、B案(南側配置案)では100m以遠になるとA案(北側配置案)に比べ住居等の数が多くなるが、施設の配置区域からの離隔が十分確保されており、施設の稼働に伴う騒音、振動および悪臭の影響は低減すると考えられる。

このことから、保全対象住居等が近接するA案(北側配置案)は、B案(南側配置案)に比べ、騒音、振動および悪臭に係る影響が大きくなると予測される。

表 5.1-1 予測結果(周辺の保全対象住居等の数)

施設の配置区域 境界からの距離	50m以内	100m以内	150m以内	200m以内
A案： 北側配置案	6軒	9軒	9軒	11軒
B案： 南側配置案	0軒	5軒	27軒	47軒





図 5.1-4 (1) 周辺の保全対象住居等の分布 (A案 (北側配置案))



図 5.1-4 (2) 周辺の保全対象住居等の分布 (B案 (南側配置案))

### 5.1.3 評価

#### (1) 評価方法

予測結果をもとに、設定した複数案間における影響の程度について比較・評価を行った。

#### (2) 評価結果

##### 1) 環境影響の程度に係る評価

施設の配置に係る複数案ごとの周辺の保全対象住居等の数を表 5.1-2に示す。

A案（北側配置案）およびB案（南側配置案）ともに、施設の稼働に伴う騒音、振動および悪臭について法令等に基づく規制基準の順守を図ることから、騒音、振動および悪臭に係る著しい影響は生じないと考えられる。ただし、施設の配置区域に近接する住居等の数が多くなるA案（北側配置案）は、B案（南側配置案）に比べ、騒音、振動および悪臭に係る影響が大きくなると予測される。

なお、B案（南側配置案）では100m以遠になるとA案（北側配置案）に比べ住居等の数が多くなるが、施設の配置区域からの離隔が十分確保されており、施設の稼働に伴う騒音、振動および悪臭の影響は低減すると考えられる。

表 5.1-2 予測結果（周辺の保全対象住居等の数）

施設の配置区域 境界からの距離	50m	100m	150m	200m
A案： 北側配置案	6軒	9軒	9軒	11軒
B案： 南側配置案	0軒	5軒	27軒	47軒

このように、施設の稼働後に想定される騒音、振動および悪臭について、A案（北側配置案）はB案（南側配置案）に比べて影響が大きくなると評価するが、事業の実施にあたっては、土地または工作物の存在および供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・機械類は極力低騒音および低振動の機種を採用するほか、必要に応じて防音・防振対策を講じることにより、周辺環境への影響の低減を図る。
- ・ごみピットを負圧に保つことにより、外部への悪臭漏洩を防止する。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、配慮書で計画段階配慮事項として選定した騒音以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

## 5.2 大気質（土地または工作物の存在および供用：施設の稼働）

### 5.2.1 調査

#### (1) 調査項目

- ・大気質の状況
- ・気象の状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 大気質の状況

文献調査結果をもとに、事業実施想定区域およびその周囲における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびダイオキシン類の測定結果を収集・整理した。

大気汚染物質の濃度の状況の測定位置を図5.2-1（1）に示す。

##### 2) 気象の状況

文献調査結果をもとに、風向・風速、日射量および雲量の状況を整理した。

気象の調査地点の位置を図5.2-1（2）に示す。



図 5.2-1 (1) 調査・予測範囲および調査地点位置図(大気質)



図 5.2-1 (2) 調査・予測範囲および調査地点位置図（気象）

(3) 調査結果

1) 大気質の状況

一般環境大気測定局（彦根局（県立盲学校））における大気汚染物質の濃度の状況の調査結果を表 5.2-1～表 5.2-5に示す。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびダイオキシン類ともに環境基準を達成している。

表 5.2-1 二酸化硫黄測定結果

測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 有×, 無○	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
					時間数とその割合		日数とその割合					
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
彦根局 (県立盲学校)	平成25年度	362	8,577	0.002	0	0.0	0	0.0	0.009	0.003	○	0
	平成26年度	363	8,580	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0
	平成27年度	351	8,328	0.002	0	0.0	0	0.0	0.009	0.004	○	0
	平成28年度	299	7,131	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0
	平成29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) 長期的評価における環境基準の達成：「年間を通じて測定した平均値の高いほうから、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

注2) 測定結果欄における“- ”は当該年度に測定が実施されていないことを示す。

出典：「滋賀の環境 2018（平成30年版環境白書）資料編」（平成31年2月、滋賀県）

表 5.2-2 二酸化窒素測定結果

測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)
						時間数とその割合		時間数とその割合		日数とその割合		日数とその割合			
						(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)		
彦根局 (県立盲学校)	平成25年度	362	8,586	0.006	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0
	平成26年度	362	8,584	0.008	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
	平成27年度	364	8,611	0.008	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
	平成28年度	362	8,576	0.007	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	平成29年度	318	7,590	0.007	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0

注) 環境基準の達成：「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」をいう。

出典：「滋賀の環境 2018（平成30年版環境白書）資料編」（平成31年2月、滋賀県）

表 5.2-3 窒素酸化物測定結果

測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	一酸化窒素			窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )			
				年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	年平均値NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> ) (%)
彦根局 (県立盲学校)	平成 25 年度	362	8,586	0.001	0.042	0.006	0.007	0.065	0.018	84.0
	平成 26 年度	362	8,584	0.001	0.075	0.007	0.009	0.115	0.026	84.1
	平成 27 年度	364	8,611	0.002	0.040	0.007	0.010	0.074	0.026	83.5
	平成 28 年度	362	8,576	0.002	0.085	0.007	0.009	0.112	0.025	81.0
	平成 29 年度	363	8,654	0.002	0.041	0.006	0.009	0.067	0.023	80.3

出典：「滋賀の環境 2018 (平成 30 年版環境白書) 資料編」(平成 31 年 2 月、滋賀県)

表 5.2-4 浮遊粒子状物質測定結果

測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無 有×, 無○	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
彦根局 (県立盲学校)	平成 25 年度	363	8,650	0.023	0	0.0	0	0.0	0.097	0.061	○	0
	平成 26 年度	363	8,651	0.022	0	0.0	0	0.0	0.098	0.052	○	0
	平成 27 年度	364	8,670	0.020	0	0.0	0	0.0	0.111	0.045	○	0
	平成 28 年度	362	8,629	0.019	0	0.0	0	0.0	0.102	0.037	○	0
	平成 29 年度	361	8,641	0.018	0	0.0	0	0.0	0.073	0.040	○	0

注) 長期的評価における環境基準の達成：「日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ日平均値が0.1mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。」をいう。

出典：「滋賀の環境 2018 (平成 30 年版環境白書) 資料編」(平成 31 年 2 月、滋賀県)

表 5.2-5 大気環境中のダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>N)

測定地点名	所在地	調査期間	測定結果	
			年平均値	範囲
県立八日市南高等学校敷地内	東近江市 春日町 1-5	平成 25 年度	0.0094	0.0087 ~ 0.010
		平成 26 年度	0.012	0.0099 ~ 0.015
		平成 27 年度	0.017	0.012 ~ 0.022
		平成 28 年度	0.012	0.0087 ~ 0.015
		平成 29 年度	0.012	0.0055 ~ 0.018

注) 環境基準：0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下(平成 11 年 12 月 27 日告示)

出典：「滋賀の環境 2018 (平成 30 年版環境白書) 資料編」(平成 31 年 2 月、滋賀県)

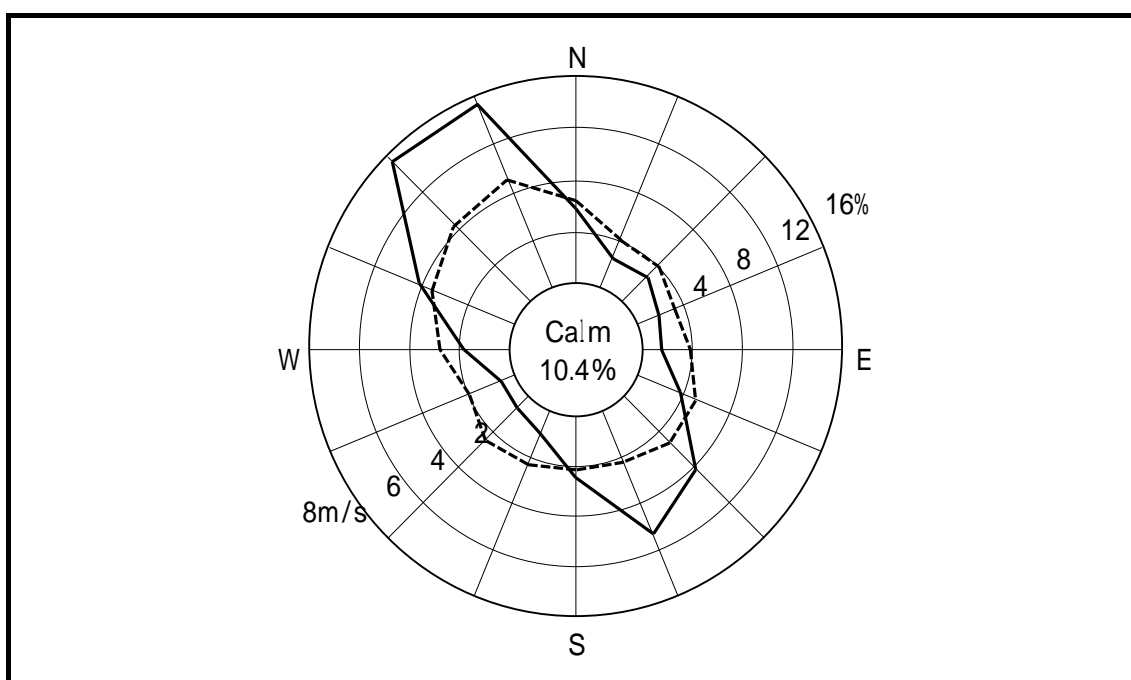
## 2) 気象の状況

彦根地方気象台における平成31年1月～令和元年12月の風向および風速結果（有風時：風速1m/s以上）を元に作成した風配図を図 5.2-2に示す。

出現頻度は北西の風（出現頻度は15.6%）および北北西の風（出現頻度15.5%）を合わせて30%を超え、琵琶湖からの湖風が卓越する傾向が見られた。年間の平均風速は3.2m/sであり、風向別には西から北寄りの風が強い傾向が見られ、最も強い風は北北西からの風4.6m/s、次いで北西の風4.2m/sであった。

また、平成31年1月～令和元年12月の彦根地方気象台における風速、日射量および雲量の測定結果を用いて、表 5.2-6に示すパスキル大気安定度階級分類により分類した大気安定度の出現頻度を表 5.2-7および図 5.2-3に示す。

大気安定度の出現頻度はDが62.9%と突出しており、次いでBが8.6%となっている。



注) calm (静穏率) は風速が 1.0m/s 未満であることを示す。

出典：「過去の気象データ検索」(気象庁 Web サイト)

図 5.2-2 風配図 (彦根地方気象台)



表 5.2-6 パスキル大気安定度階級分類による大気安定度

風速 (m/s)	昼間 日射量 (T) kW/m <sup>2</sup>				夜間 雲量		
	T < 0.60	0.60 > T 0.30	0.30 > T 0.15	0.15 > T	8 ~ 10	5 ~ 7	0 ~ 4
U < 2	A	A-B	B	D	D	G	G
2 U < 3	A-B	B	C	D	D	E	F
3 U < 4	B	B-C	C	D	D	D	E
4 U < 6	C	C-D	D	D	D	D	D
6 U	C	D	D	D	D	D	D

表 5.2-7 パスキル大気安定度階級分類による大気安定度の出現頻度

単位：%

不安定				中立			安定			合計
A	A-B	B	B-C	C	C-D	D	E	F	G	
1.2	7.6	8.6	1.3	4.7	1.9	62.9	0.9	2.5	8.4	100.0
18.7				69.5			11.8			

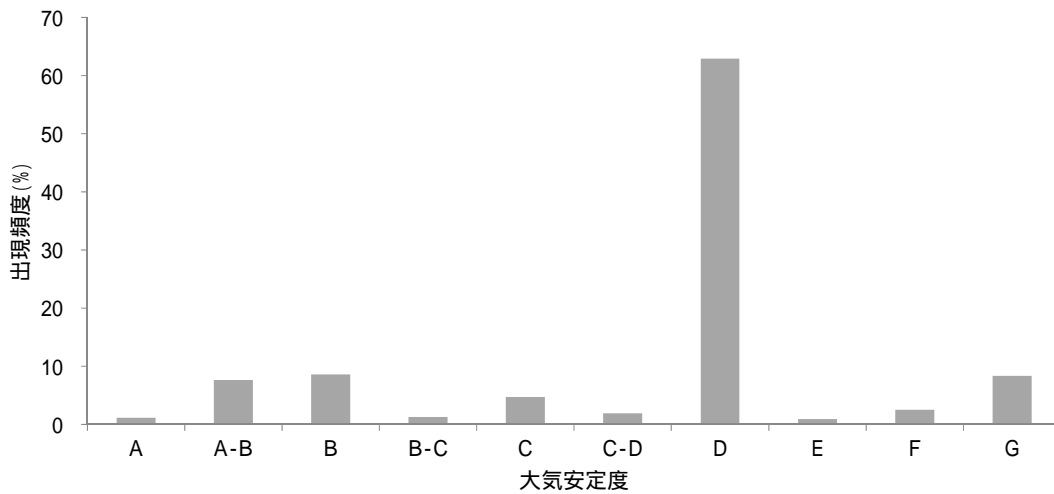


図 5.2-3 パスキル大気安定度階級分類による大気安定度の出現頻度

## 5.2.2 予測

### (1) 予測方法

#### 1) 予測項目

予測項目は、施設稼働後に排出される煙突排ガス中の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびダイオキシン類等の年平均値とした。

なお、環境基準の定められていない有害物質（塩化水素・水銀）は予測対象外とした。

#### 2) 予測地域

予測地域は、調査地域と同じとした。

予測高さは、地上1.5mとした。

#### 3) 予測対象時期

予測対象時期は、事業活動（施設の稼働）が定常状態となる時期とした。

#### 4) 予測方法

施設の稼働に伴う大気質への影響について、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年12月、公害研究対策センター)に基づき、ブルーム式およびパフ式による計算を基本とした方法により、年平均値の予測を行った。

なお、本配慮書においては、事業実施想定区域付近の詳細な気象等のデータが得られていないこと、施設構造物の詳細な形状等の想定が困難なこと等より、事業実施想定区域周辺の地形の起伏は考慮せず、年平均値に係る概略の予測を行うこととした。事業実施想定区域周辺の地形の起伏を考慮した詳細な予測や、施設構造物の形状等を考慮した短期濃度(1時間値)の予測については、事業実施想定区域周辺における詳細な現地調査を実施したうえで、今後作成する環境影響評価準備書の段階で行う方針である。

##### 予測式

年平均値の予測は、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年12月、公害研究対策センター)に基づく以下の大気拡散式(ブルーム式およびパフ式)を用いた。

なお、年平均値の予測においては、風向を16方位に区分して計算するが、一つの風向の出現率は、長期的にはその風向内(22.5度の範囲)に様に分布していると考えることができる。このとき、水平方向の煙の拡がり幅に無関係なブルーム式となる。

- ・ 有風時 ( $u \geq 1\text{m/s}$ )

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} R \sigma_z U} \left[ \exp\left(-\frac{(z - H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z + H_e)^2}{2\sigma_z^2}\right) \right]$$

ここで、

$C(R, z)$  : 風下距離  $R$ 、高さ  $z$  における濃度 ( $\text{m}^3/\text{m}^3$ )

$Q_p$  : 煙源強度 ( $\text{m}^3\text{N/s}$ )

$R$  : 煙源と計算点の水平距離 (m)

$$R^2 = x^2 + y^2$$

$x, y, z$  : 計算点の座標 (m)

$\sigma_z$  : 鉛直方向の拡散幅 (m)

$U$  : 風速 (m/s) (実煙突高での風速)

$H_e$  : 有効煙突高 (m)

- 弱風時 ( $0.5 < u < 1\text{m/s}$ )

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{\sqrt{2\pi} \frac{\pi}{8} \gamma} \left[ \frac{1}{\eta_-^2} \exp\left(-\frac{U^2(z-H_e)^2}{2\gamma^2\eta_-^2}\right) + \frac{1}{\eta_+^2} \exp\left(-\frac{U^2(z+H_e)^2}{2\gamma^2\eta_+^2}\right) \right]$$

$$\eta_{\pm}^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z \pm H_e)^2$$

ここで、

$\alpha$  : 水平方向の拡散幅で定義される定数、 $\alpha = \sigma_y / t$

$\gamma$  : 鉛直方向の拡散幅で定義される定数、 $\gamma = \sigma_z / t$

$\sigma_y$  : 水平方向の拡散幅 (m)

$\sigma_z$  : 鉛直方向の拡散幅 (m)

$t$  : 経過時間 (s)

上記以外の変数は[有風時]と同じ。

- 無風時 ( $u < 0.5\text{m/s}$ )

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2} \gamma} \left[ \frac{1}{\eta_-^2} + \frac{1}{\eta_+^2} \right]$$

変数は[弱風時]と同じ。

### 拡散係数

予測に用いる拡散幅は、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年、公害研究対策センター)に基づき、有風時 ( $u \geq 1\text{m/s}$ ) は図 5.2-4のパスキル・ギフォード図を基本とした。

また、弱風時 ( $0.5 < u < 1\text{m/s}$ ) および無風時 ( $u < 0.5\text{m/s}$ ) においては、表 5.2-8に示す弱風時・無風時の拡散係数をパスキル安定度階級に対応させて用いることを基本とした。

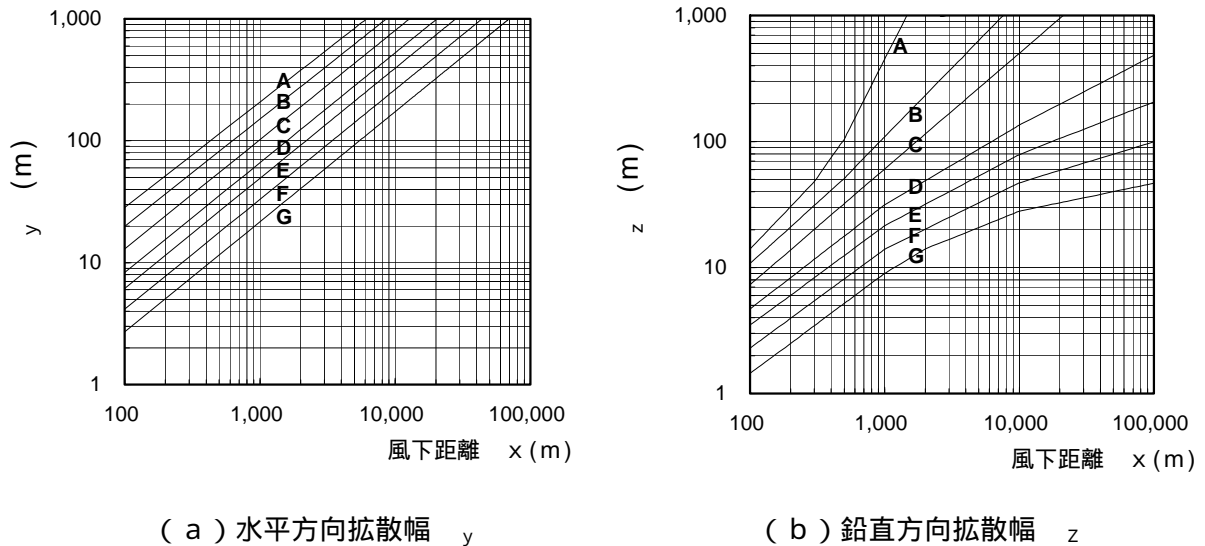


図 5.2-4 パスキル・ギフォード図

表 5.2-8 弱風時、無風時の拡散係数

パスキル 安定度階級	弱風時 ( $0.5 < u < 1\text{m/s}$ )		無風時 ( $u < 0.5\text{m/s}$ )	
	$\alpha$	$\gamma$	$\alpha$	$\gamma$
A	0.748	1.569	0.948	1.569
A-B	0.659	0.862	0.859	0.862
B	0.581	0.474	0.781	0.474
B-C	0.502	0.314	0.702	0.314
C	0.435	0.208	0.635	0.208
C-D	0.342	0.153	0.542	0.153
D	0.270	0.113	0.470	0.113
E	0.239	0.067	0.439	0.067
F	0.239	0.048	0.439	0.048
G	0.239	0.029	0.439	0.029

出典: 「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年、公害研究対策センター)

## 有効煙突高

有効煙突高は、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年、公害研究対策センター)に準拠し、煙突実体高と排ガス上昇高の合計として以下に示す式で算出した。

$$H_e = H_o + \Delta H$$

ここで、

$H_e$  : 有効煙突高 (m)

$H_o$  : 煙突実体高 (m)

$\Delta H$  : 排ガス上昇高 (m)

排ガス上昇高は、有風時 ( $u \geq 1\text{m/s}$ ) にはCONCAWE式から計算した値を用い、弱風時 ( $0.5 < u < 1\text{m/s}$ ) および無風時 ( $u < 0.5\text{m/s}$ ) にはBriggs式と有風時 (風速 $2\text{m/s}$ ) の値から線形内挿した値を用いた。

- 有風時 (CONCAWE 式)

$$\Delta H = 0.175 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$$

ここで、

$Q_H$  : 排出熱量 (cal/s)  $Q_H = \rho \cdot Q \cdot C_p \cdot \Delta T$

$\rho$  :  $15^\circ\text{C}$ における排出ガス密度、 $1.225 \times 10^{-3}$  ( $\text{g/m}^3$ )

$Q$  : 単位時間あたりの排ガス量 ( $\text{m}^3\text{N/s}$ )

$C_p$  : 定圧比熱、 $0.24$  ( $\text{cal/Kg}$ )

$\Delta T$  : 排ガス温度と気温  $15^\circ\text{C}$ との温度差 (K)

$u$  : 煙突頭頂部の風速 (m/s)

- 無風時 (Briggs 式)

$$\Delta H = 1.4 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$$

ここで、

$d\theta/dz$  : 温位勾配、昼間  $0.003$  ( $^\circ\text{C/m}$ )、夜間  $0.010$  ( $^\circ\text{C/m}$ )

### 窒素酸化物から二酸化窒素への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換式は、滋賀県内における一般環境大気測定局における平成20年度～29年度までの10年間の測定結果から回帰分析して得られた、図 5.2-5に示す変換式（回帰式）を適用した。

なお、硫黄酸化物から二酸化硫黄、ばいじんから浮遊粒子状物質については、煙突排ガス中の硫黄酸化物およびばいじんの全てが二酸化硫黄および浮遊粒子状物質に変換されるものとした。

< 変換式 >

$$Y = 0.2285X^{0.7236}$$

Y：二酸化窒素の年平均値（ppm） X：窒素酸化物の年平均値（ppm）

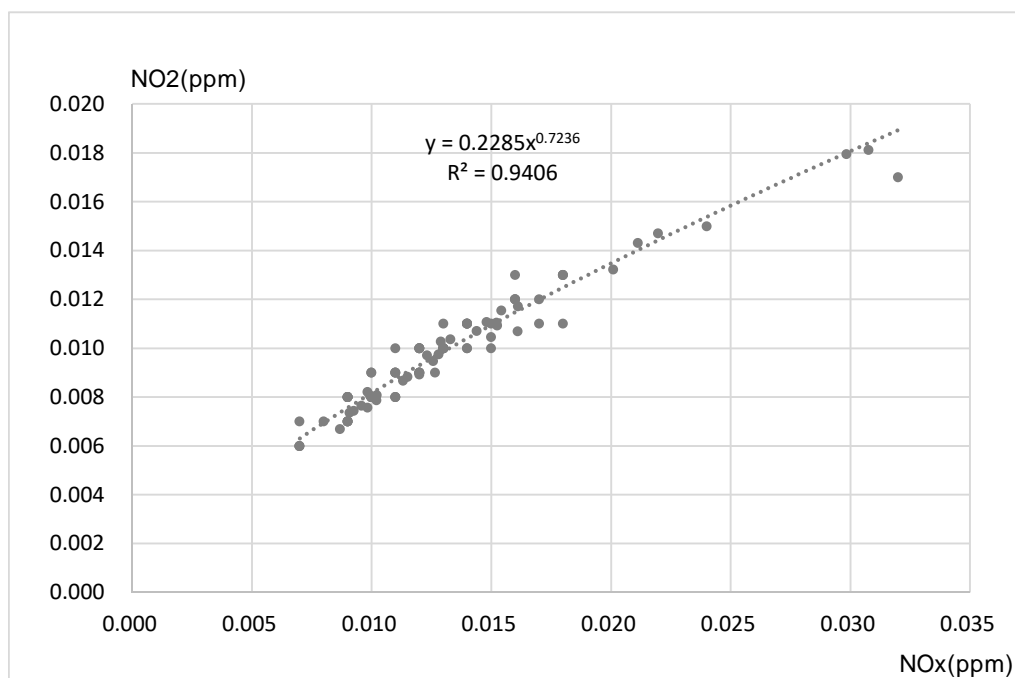


図 5.2-5 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換式（回帰式）

年平均値から日平均値の2%除外値または年間98%値への変換式の設定

年平均値で予測された結果を、環境基準の日平均値と比較するため、図 5.2-6に示す手順で年平均値から日平均値へ変換した。

変換された日平均値は、測定したデータを環境基準と比較する際には、二酸化窒素では年間の値の中でも低い方から98%目になる値を、二酸化硫黄および浮遊粒子状物質では高い方から2%を除外した値と比較することから、これと同様に高い方から98%値または2%を除外した値相当になるように、統計的なモデルで変換したうえで評価することとした。

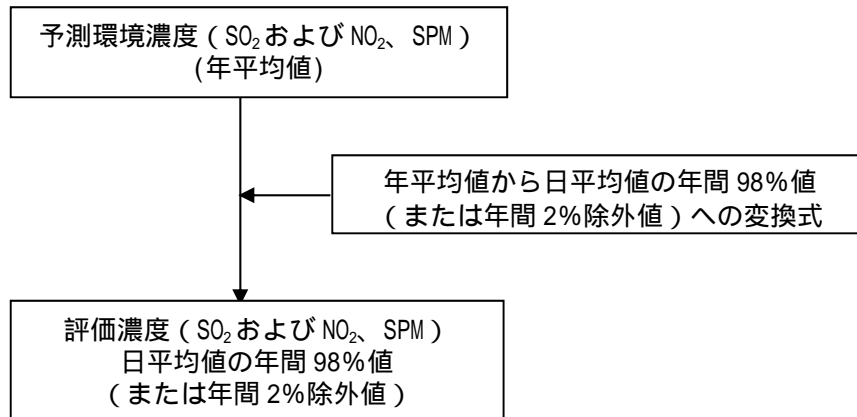


図 5.2-6 年平均値から日平均値への変換手順

年平均値を日平均値の年間98%値または年間2%除外値に変換する式は、表 5.2-9および図 5.2-7～図 5.2-9に示すとおり、滋賀県内の一般環境大気測定局における平成20年度から平成29年度までの10年間の測定結果から回帰分析を行い、年平均値と日平均値の関係から求めた。

表 5.2-9 年平均値から日平均値の年間 98% 値・年間 2% 除外値への変換式

項目	変換式
二酸化窒素	[ 年間 98% 値 ] = 1.6597 × [ 年平均値 ] + 0.0068
二酸化硫黄	[ 年間 2% 除外値 ] = 1.4726 × [ 年平均値 ] + 0.0008
浮遊粒子状物質	[ 年間 2% 除外値 ] = 1.7709 × [ 年平均値 ] + 0.0120



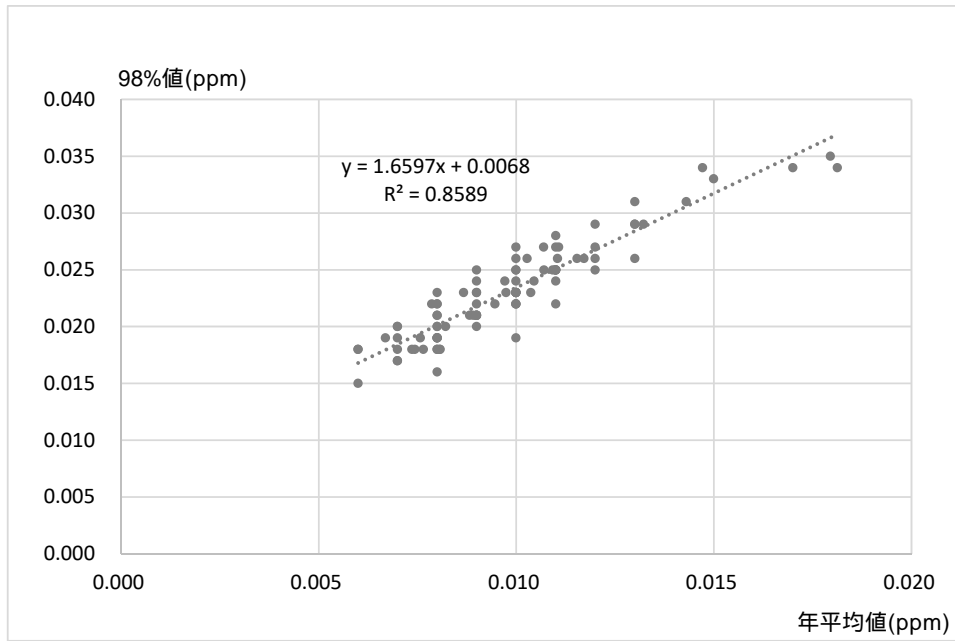


図 5.2-7 年平均値から年間 98%値への変換式 (二酸化窒素)

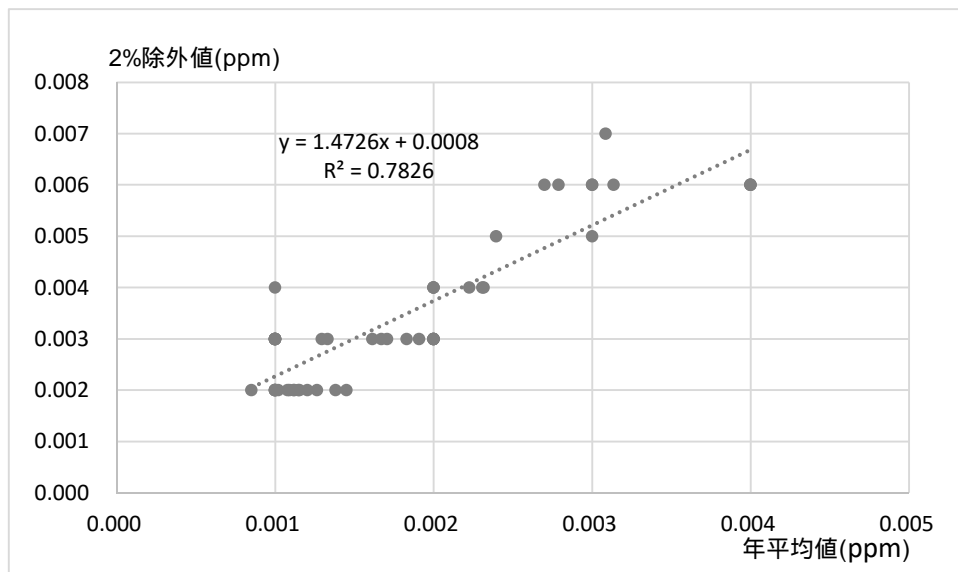


図 5.2-8 年平均値から年間 2%除外値への変換式 (二酸化硫黄)

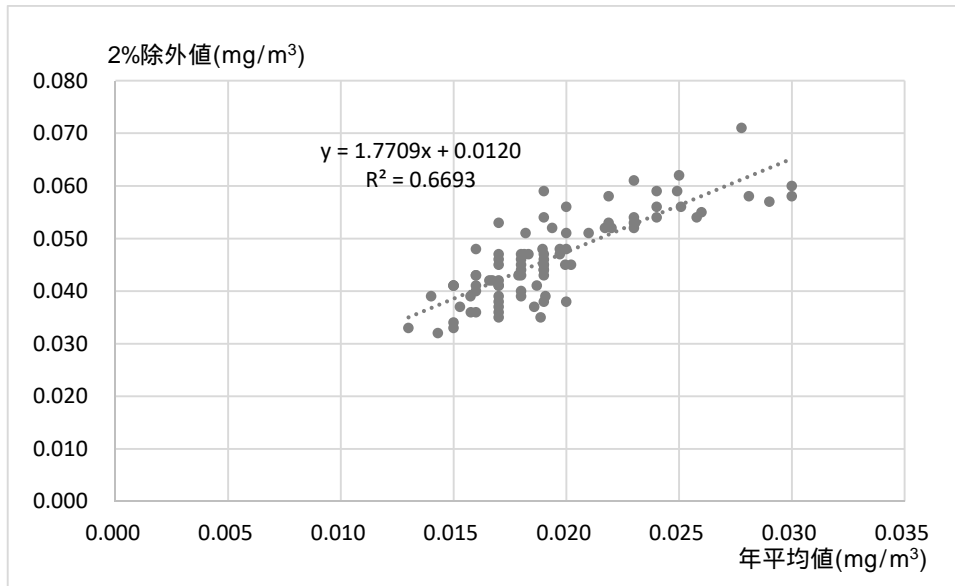


図 5.2-9 年平均值から年間 2%除外値への変換式 (浮遊粒子状物質)

5) 予測条件

煙突排ガスの諸元

予測に用いる煙突排ガスの諸元を表 5.2-10に示す。

乾きガス量および湿りガス量は新ごみ処理施設稼働時の計画ごみ質および施設規模を元に設定した。また、排出濃度は新ごみ処理施設の公害防止基準の値とした。

なお、煙突高さについては、「第4章 計画段階配慮事項の選定 4-1 位置等に関する複数案の設定」に示したとおり、表 5.2-10に示す複数案を設定した。

表 5.2-10 予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値	
煙突高さ		X案：59m	Y案：80m
乾きガス量 <sup>注1)</sup>		31,000m <sup>3</sup> N/h × 2炉 (計62,000m <sup>3</sup> N/h)	
湿りガス量 <sup>注1)</sup>		38,000m <sup>3</sup> N/h × 2炉 (計76,000m <sup>3</sup> N/h)	
排ガス温度 <sup>注2)</sup>		150°C	
吐出速度		28m/s	
排出濃度 <sup>注3)</sup>	硫黄酸化物	30ppm	
	窒素酸化物	50ppm	
	ばいじん	0.01g/m <sup>3</sup> N	
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	

注1) 乾きガス量および湿りガス量は、新ごみ処理施設稼働時の計画ごみ質の元素組成および施設規模を元に試算した排ガス量とした。なお、白煙防止用空気を含む場合を想定して設定した。

注2) 排ガス温度は低い方が、煙突排ガスの上昇が抑えられることから、地上濃度は高くなる傾向がある。そこで、類似規模施設の数値のうち低い温度を設定した。

注3) 排出濃度は、新ごみ処理施設の公害防止基準を元に設定した。

### 気象条件

風向および風速は、彦根地方気象台における平成31年1月～令和元年12月の測定結果を用いた。大気安定度は、同期間に測定した彦根地方気象台における日射量および雲量の測定結果を用いて集計・設定した。設定した風向別・風速階級別の大気安定度出現頻度を表 5.2-13に示す。

なお、風速は「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年、公害研究対策センター)に示される大気安定度別のべき指数に基づき、べき乗則により煙突頂部高さの風速を次式により推定して適用した。

$$U_z = U_s (Z/Z_s)^P$$

- U<sub>s</sub> : 地上風速 (m/s)
- U<sub>z</sub> : 高さZにおける風速(m/s)
- Z<sub>s</sub> : 地上観測高さ (14m)
- Z : 上空の高さ (m)
- P : べき指数 (表 5.2-11)

表 5.2-11 べき指数

パスキル安定度	A	B	C	D	E	FとG
べき指数 P	0.1	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成12年、公害研究対策センター)

### バックグラウンド濃度

バックグラウンド (BG) 濃度は、表 5.2-12に示すとおり一般環境大気測定局 (彦根局) における平成29年度 (二酸化硫黄は平成28年度) の既往調査結果より設定した。ただし、ダイオキシン類は彦根局 (県立盲学校) における測定が行われていないことから、東近江市にある県立八日市南高等学校敷地内における平成29年度の既往調査結果より設定した。

表 5.2-12 BG 濃度の設定

項目	BG濃度 <sup>注1)</sup>	備考 <sup>注2)</sup>
二酸化硫黄	0.002 ppm	一般環境大気測定局 (彦根局 (県立盲学校))
二酸化窒素	0.007 ppm	
浮遊粒子状物質	0.018 mg/m <sup>3</sup>	
ダイオキシン類	0.012 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	県立八日市南高等学校敷地内 (東近江市)

注1) BG 濃度とは、バックグラウンド濃度のことであり、施設を整備する前の現状の環境濃度を示す。

注2) 二酸化硫黄は平成28年度、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびダイオキシン類は平成29年度の既往調査結果より設定した。

### 運転日数および稼働時間

施設の運転日数は、「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画」(令和元年9月、彦根愛知犬上広域行政組合)に記載のとおり、年間280日×24時間連続稼働 (2炉同時稼働) を想定した。

表 5.2-13 風向別・風速階級別の大気安定度出現頻度

観測高度 19.7 m

単位:%

安定度	風速 (m/s)	風 向																無風時 (0.4m/s以下)
		NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	
A	0.5 ~ 0.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	
	1.0 ~ 1.9	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.00	0.01	0.00	0.01	0.00	0.03	0.09	0.31	0.30	0.27		0.09
	2.0 ~ 2.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
	3.0 ~ 3.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
	6.0以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0.00
A-B	0.5 ~ 0.9	0.02	0.01	0.02	0.01	0.03	0.01	0.02	0.01	0.00	0.00	0.01	0.00	0.03	0.01	0.01	0.06	0.01
	1.0 ~ 1.9	0.05	0.05	0.00	0.01	0.03	0.02	0.06	0.06	0.08	0.07	0.08	0.32	0.48	0.79	0.57	0.18	
	2.0 ~ 2.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.01	0.02	0.00	0.00	0.02	0.33	1.03	1.67	1.12	0.27	
	3.0 ~ 3.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	6.0以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
B	0.5 ~ 0.9	0.01	0.02	0.03	0.03	0.07	0.02	0.08	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.09	0.03	0.03	0.03	0.05
	1.0 ~ 1.9	0.13	0.08	0.08	0.01	0.01	0.08	0.31	0.30	0.07	0.09	0.09	0.17	0.33	0.42	0.41	0.15	
	2.0 ~ 2.9	0.00	0.00	0.01	0.02	0.08	0.03	0.08	0.15	0.09	0.03	0.08	0.34	0.70	0.83	0.79	0.32	
	3.0 ~ 3.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.02	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.24	0.24	0.48	0.55	0.13	
	6.0以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
B-C	0.5 ~ 0.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	1.0 ~ 1.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2.0 ~ 2.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3.0 ~ 3.9	0.00	0.00	0.00	0.02	0.01	0.05	0.09	0.06	0.02	0.06	0.05	0.09	0.17	0.25	0.23	0.18	
	6.0以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
C	0.5 ~ 0.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	1.0 ~ 1.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2.0 ~ 2.9	0.14	0.05	0.08	0.03	0.06	0.08	0.22	0.13	0.06	0.02	0.03	0.09	0.08	0.25	0.16	0.18	
	3.0 ~ 3.9	0.03	0.03	0.01	0.02	0.05	0.05	0.07	0.05	0.00	0.01	0.02	0.02	0.05	0.10	0.08	0.03	
	6.0以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	0.03	0.00	0.02	0.01	0.00	0.00	0.07	0.65	0.31	0.00	
C-D	0.5 ~ 0.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	1.0 ~ 1.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2.0 ~ 2.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3.0 ~ 3.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	6.0以上	0.01	0.00	0.00	0.06	0.09	0.10	0.11	0.05	0.03	0.03	0.01	0.09	0.19	0.69	0.38	0.07	
D	0.5 ~ 0.9	0.22	0.48	0.50	0.43	0.73	0.70	0.81	0.43	0.37	0.23	0.30	0.24	0.27	0.24	0.26	0.17	1.30
	1.0 ~ 1.9	1.04	1.22	0.91	0.73	1.42	2.68	3.39	1.42	0.80	0.41	0.29	0.67	0.48	0.75	0.78	0.90	
	2.0 ~ 2.9	0.54	0.61	0.15	0.26	0.45	1.30	2.11	0.87	0.29	0.15	0.10	0.25	0.39	0.78	0.65	0.70	
	3.0 ~ 3.9	0.25	0.24	0.03	0.03	0.23	0.62	0.58	0.43	0.14	0.08	0.08	0.17	0.79	1.24	0.89	0.85	
	6.0以上	0.09	0.07	0.01	0.06	0.35	0.55	0.46	0.14	0.23	0.06	0.01	0.38	1.66	2.79	3.39	1.07	
E	0.5 ~ 0.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	1.0 ~ 1.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2.0 ~ 2.9	0.03	0.05	0.02	0.02	0.02	0.16	0.18	0.08	0.03	0.00	0.03	0.02	0.02	0.03	0.06	0.16	
	3.0 ~ 3.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	6.0以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
F	0.5 ~ 0.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	1.0 ~ 1.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	2.0 ~ 2.9	0.10	0.07	0.01	0.01	0.09	0.54	0.79	0.26	0.03	0.01	0.01	0.01	0.10	0.19	0.14	0.14	
	3.0 ~ 3.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	6.0以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
G	0.5 ~ 0.9	0.06	0.10	0.13	0.13	0.27	0.15	0.13	0.15	0.10	0.06	0.03	0.05	0.07	0.06	0.05	0.06	0.22
	1.0 ~ 1.9	0.17	0.26	0.39	0.24	0.55	1.37	1.77	0.90	0.10	0.08	0.17	0.09	0.08	0.17	0.14	0.09	
	2.0 ~ 2.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	3.0 ~ 3.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	6.0以上	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

## (2) 予測結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびダイオキシン類の最大着地濃度地点における予測結果を表 5.2-14に示す。

また、予測対象物質のうち、代表例として煙突高さに係る複数案ごとの二酸化硫黄の寄与濃度予測結果図を図 5.2-10(1)～(2)に示す。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質およびダイオキシン類ともに、最大着地濃度地点は南東方向に出現し、煙突位置からの距離はX案(煙突高さ59m)が約530m、Y案(煙突高さ80m)が約570mとなると予測される。

また、最大着地濃度地点における寄与濃度は、X案(煙突高さ59m)の方がY案(煙突高さ80m)と比べ若干高くなると予測されるものの、寄与濃度はBG濃度と比べて十分小さいため、将来濃度(施設の稼働後に想定される環境濃度の年平均値)はBG濃度と概ね同様の値となると予測される。また、X案(煙突高さ59m)およびY案(煙突高さ80m)ともに将来濃度は同等の値となり、複数案間の差異は生じないと予測される。

表 5.2-14 予測結果（最大着地濃度地点）

(1) 二酸化硫黄

	BG濃度 <sup>注1)</sup> (年平均値)	寄与濃度 <sup>注2)</sup> (年平均値)	将来濃度 <sup>注3)</sup> (年平均値) +	日平均値の 年間2%除外値
X案：59m	0.002ppm	0.000122ppm	0.002ppm	0.004ppm
Y案：80m	0.002ppm	0.000090ppm	0.002ppm	0.004ppm

(2) 二酸化窒素

	BG濃度 <sup>注1)</sup> (年平均値)	寄与濃度 <sup>注2)</sup> (年平均値)	将来濃度 <sup>注3)</sup> (年平均値) +	日平均値の 年間98%値
X案：59m	0.007ppm	0.000123ppm	0.007ppm	0.018ppm
Y案：80m	0.007ppm	0.000091ppm	0.007ppm	0.018ppm

(3) 浮遊粒子状物質

	BG濃度 <sup>注1)</sup> (年平均値)	寄与濃度 <sup>注2)</sup> (年平均値)	将来濃度 <sup>注3)</sup> (年平均値) +	日平均値の 年間2%除外値
X案：59m	0.018mg/m <sup>3</sup>	0.000041mg/m <sup>3</sup>	0.018mg/m <sup>3</sup>	0.044mg/m <sup>3</sup>
Y案：80m	0.018mg/m <sup>3</sup>	0.000030mg/m <sup>3</sup>	0.018mg/m <sup>3</sup>	0.044mg/m <sup>3</sup>

(4) ダイオキシン類

	BG濃度 <sup>注1)</sup> (年平均値)	寄与濃度 <sup>注2)</sup> (年平均値)	将来濃度 <sup>注3)</sup> (年平均値) +
X案：59m	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.000407pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>
Y案：80m	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.000299pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>

注1) BG濃度とは、バックグラウンド濃度のことであり、施設を整備する前の現状の環境濃度を示す。

注2) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度を示す。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度を示す。

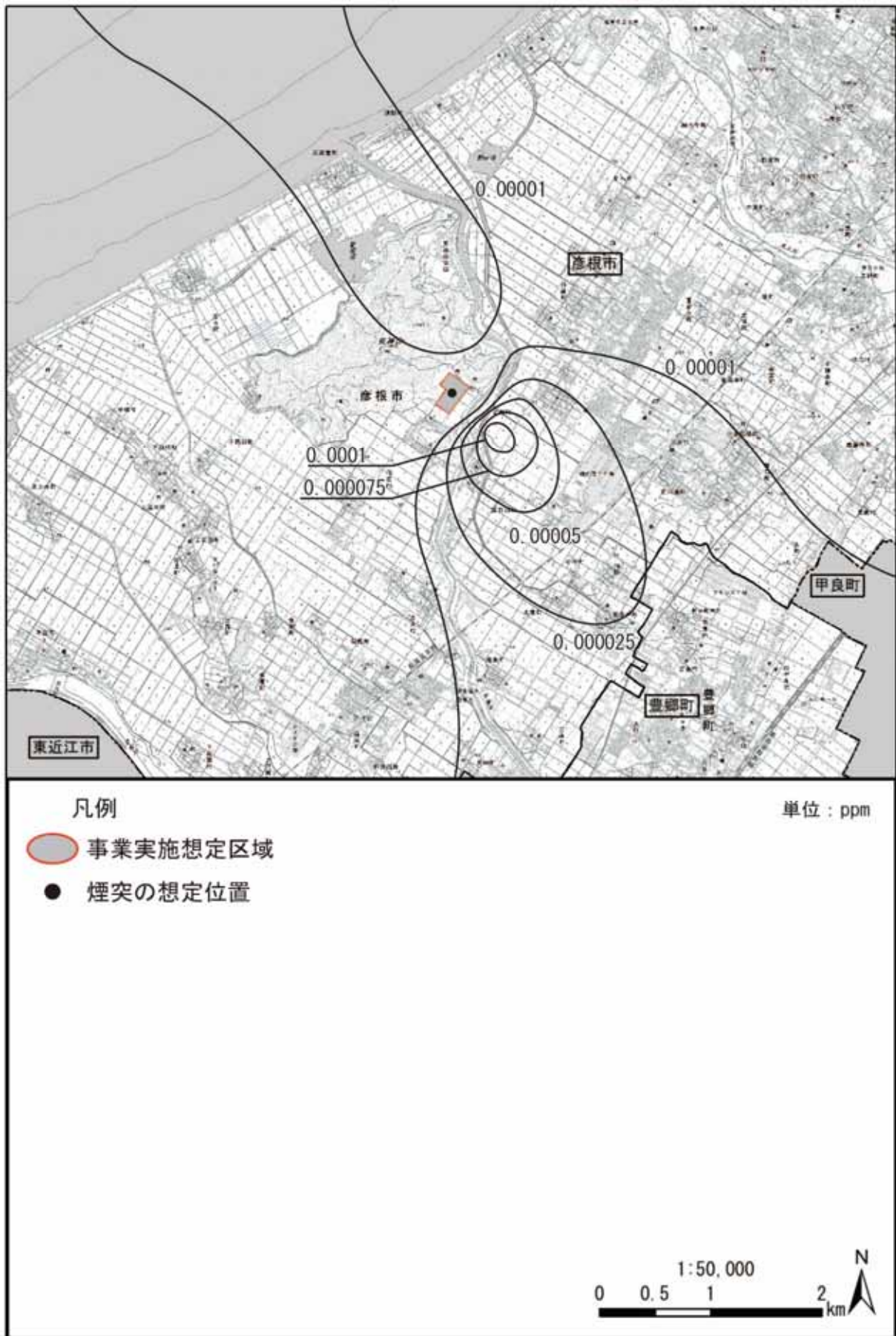


図 5.2-10 (1) 二酸化硫黄の寄与濃度予測結果図 (X 案 (煙突高さ 59m))





図 5.2-10 (2) 二酸化硫黄の寄与濃度予測結果図 (Y 案 (煙突高さ 80m))

### 5.2.3 評価

#### (1) 評価方法

予測結果をもとに、設定した複数案間における影響の程度について比較・評価を行った。

また、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として「大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示25号)および「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示38号)が定められているほか、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)(以下「環境基準」という。)が定められていることから、当該「環境基準」との整合が図られているかを検討した。

#### (2) 評価結果

##### 1) 環境影響の程度に係る評価

煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点の将来濃度を表 5.2-15に示す。

これによると、全ての予測項目でX案(煙突高さ59m)の方がY案(煙突高さ80m)より寄与濃度は若干高くなる傾向が見られるものの、X案(煙突高さ59m)およびY案(煙突高さ80m)ともに、将来濃度はBG濃度と概ね同様の値となるほか、複数案間の将来濃度の差異は生じないと予測される。

表 5.2-15 煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点の将来濃度

項目	煙突高さ	BG濃度 <sup>注1)</sup> (年平均値)	寄与濃度 <sup>注2)</sup> (年平均値)	将来濃度 <sup>注3)</sup> (年平均値) +
二酸化硫黄	X案：59m	0.002ppm	0.000122ppm	0.002ppm
	Y案：80m	0.002ppm	0.000090ppm	0.002ppm
二酸化窒素	X案：59m	0.007ppm	0.000123ppm	0.007ppm
	Y案：80m	0.007ppm	0.000091ppm	0.007ppm
浮遊粒子状物質	X案：59m	0.018mg/m <sup>3</sup>	0.000041mg/m <sup>3</sup>	0.018mg/m <sup>3</sup>
	Y案：80m	0.018mg/m <sup>3</sup>	0.000030mg/m <sup>3</sup>	0.018mg/m <sup>3</sup>
ダイオキシン類	X案：59m	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.000407pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	Y案：80m	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.000299pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>

注1) BG濃度とは、バックグラウンド濃度のことであり、施設を整備する前の現状の環境濃度を示す。

注2) 寄与濃度とは、施設の稼働により付加される負荷分の濃度を示す。

注3) 将来濃度とは、施設の稼働後に想定される環境濃度を示す。

## 2) 環境基準との整合

煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点における環境基準整合状況を表 5.2-16に示す。これによると、全ての予測項目で環境基準を満足しており、複数案による差異はない。

表 5.2-16 煙突高さに係る複数案ごとの最大着地濃度地点における環境基準整合状況

項目	煙突高さ	最大着地濃度地点の将来濃度（年平均値）（BG濃度+寄与濃度）	日平均値の2%除外値または年間98%値	環境基準
二酸化硫黄	X案：59m	0.002ppm	0.004ppm	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下
	Y案：80m	0.002ppm	0.004ppm	
二酸化窒素	X案：59m	0.007ppm	0.018ppm	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
	Y案：80m	0.007ppm	0.018ppm	
浮遊粒子状物質	X案：59m	0.018mg/m <sup>3</sup>	0.044mg/m <sup>3</sup>	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下
	Y案：80m	0.018mg/m <sup>3</sup>	0.044mg/m <sup>3</sup>	
ダイオキシン類	X案：59m	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	-	年平均値が0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
	Y案：80m	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	-	

このように、施設の稼働後に想定される将来濃度は現状の環境濃度と概ね同等であるほか、環境基準を満足することから、いずれの案についても施設の稼働に伴う煙突排ガスの影響は小さいと評価するが、事業の実施にあたっては、土地または工作物の存在および供用（施設の稼働）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、配慮書で計画段階配慮事項として選定した大気質以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

## 5.3 景観（土地または工作物の存在および供用：施設の存在）

### 5.3.1 調査

#### (1) 調査項目

- ・ 主要な眺望点および景観資源の状況
- ・ 主要な眺望景観の状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 主要な眺望点および景観資源の状況

既存資料の収集・整理により、調査地域における主要な眺望点および景観資源の分布状況を把握した。

##### 2) 主要な眺望景観の状況

1)において把握した主要な眺望点（図 5.3-1に示す5地点）からの眺望景観について、事業実施想定区域方向の眺望の状況および景観資源の視認状況（以下「眺望の状況等」という。）を現地踏査により把握した。

現地踏査は、以下に示す時期に実施した。

〔現地踏査日〕令和2年2月19日（水）

(3) 調査結果

1) 主要な眺望点および景観資源の状況

調査地域の主要な眺望点一覧を表 5.3-1に、景観資源一覧を表 5.3-2に、主要な眺望点および景観資源の位置を図 5.3-1に示す。

調査区域の主要な眺望点としては、事業実施想定区域の北西側に位置する荒神山に設定されたウォーキングコース上の複数地点、事業実施想定区域の南側に位置する山崎山城跡があげられる。

調査区域の景観資源としては、「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)において自然景観資源として選定されている荒神山や、滋賀県指定名勝に指定されている阿自岐神社庭園、彦根市の「彦根八景」に選考されている石寺浜並木等があげられる。

表 5.3-1 調査区域の主要な眺望点一覧

No.	名称	出典
1	山崎山城跡	
2	三角点コース(荒神山)	
3	林道荒神山線(荒神山)	
4	林道日夏山線(荒神山)	
5	唐崎コース(荒神山)	

注1) 表中の番号は図 5.3-1(青字)に対応している。

注2) No.2~5は荒神山に設定されたウォーキングコースであり、コース上に複数の眺望点が存在する。

出典: 「ここに残る滋賀の風景」(滋賀県 Web サイト)  
 「彦根観光ガイド」(公益社団法人彦根観光協会、彦根市観光企画課 Web サイト)  
 「荒神山ウォーキングマップ」  
 (平成23年7月、荒神山おこし会(彦根市中南部まちづくり協議会))

表 5.3-2 調査区域の景観資源一覧

No.	名称	分類	出典
1	琵琶湖	湖沼	
2	荒神山のタブ林	植物群落(特定植物群落)	
3	三津屋のハマヒルガオ群落	植物群落(特定植物群落)	
4	荒神山	非火山性孤立峰、彦根八景	
5	曾根沼	湖沼	
6	野田沼	湖沼	
7	石寺浜並木	湖岸、風景林、彦根八景	
8	明照寺庭園	市指定名勝	
9	阿自岐神社庭園	県指定名勝	
10	琵琶湖国定公園	国定公園	

注) 表中の番号は図 5.3-1(緑字)に対応している。

出典: 「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)  
 「ここに残る滋賀の風景」(滋賀県 Web サイト)  
 「滋賀県の自然公園(東部)」・「滋賀県の自然公園(北部)」(平成12年3月、滋賀県)  
 「文化財目録」(滋賀県教育委員会 Web サイト)  
 「彦根八景」(彦根市 Web サイト)  
 「彦根市の指定文化財一覧表」(彦根市 Web サイト)  
 「観光案内」(豊郷町観光協会 Web サイト)  
 「滋賀・びわ湖 観光情報」(公益社団法人びわこビジターズビューロー Web サイト)

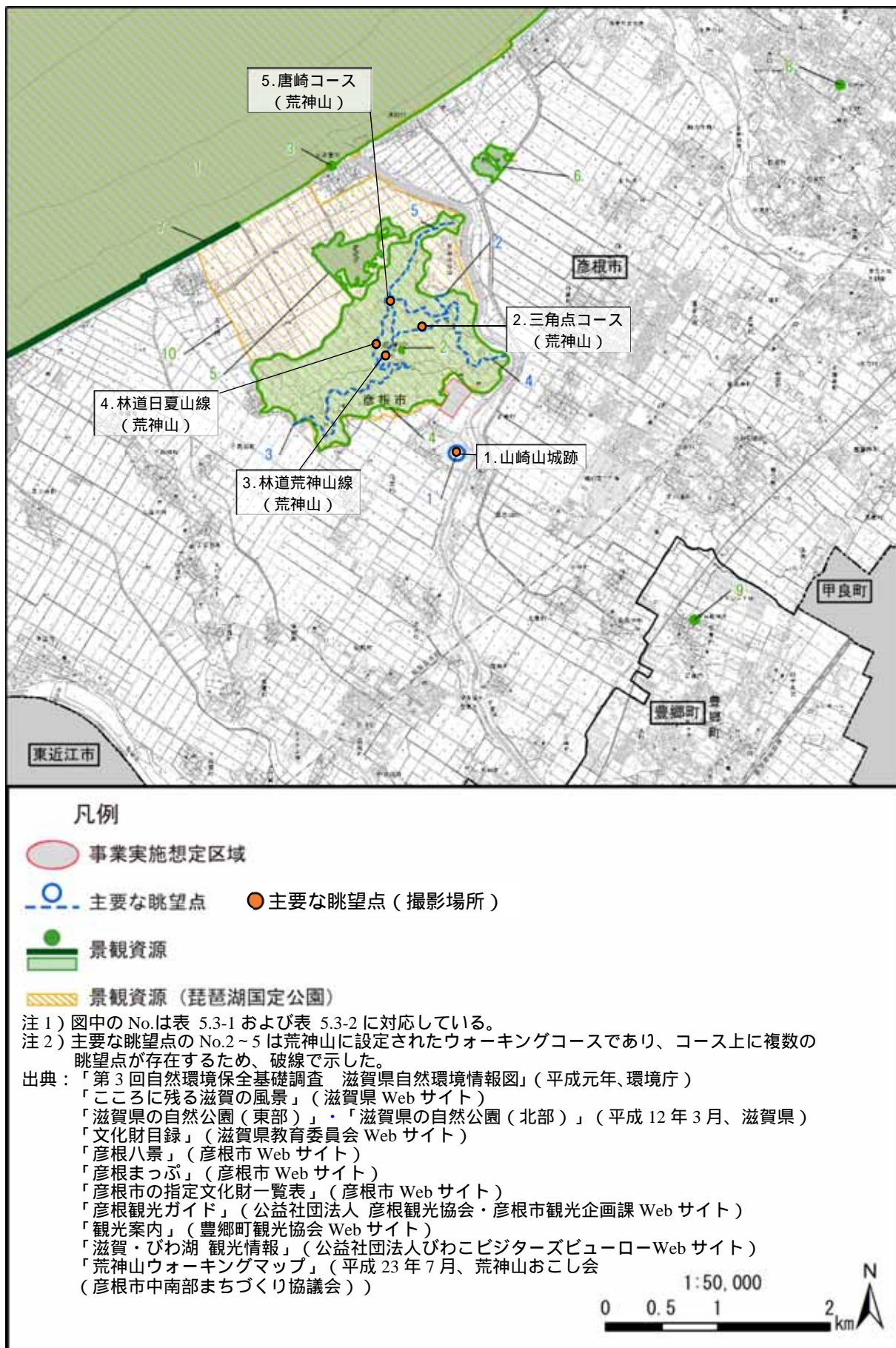


図 5.3-1 主要な眺望点および景観資源位置図

2) 主要な眺望景観の状況

主要な眺望点からの眺望の状況等の概要を表 5.3-3に、主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果を表 5.3-4(1)～(5)に示す。

主要な眺望点のうち、山崎山城跡の頂上には広場が存在するが、事業実施想定区域が位置する北方向は周辺の樹林等が障害となり視認できず、景観資源は視認できない。

三角点コース(荒神山)には見晴らしの良い東屋が存在するが、事業実施想定区域が位置する南東方向は周辺の樹林等が障害となり視認できず、景観資源も視認できない。

林道荒神山線(荒神山)では、事業実施想定区域が位置する南東方向の眺望が開けており、高取山等の山並みや耕作地が視認できる。

林道日夏山線(荒神山)には見晴らしの良い眺望点が存在するが、事業実施想定区域が位置する南東方向は周辺の樹林等が障害となり望むことができず、景観資源も視認できない。

唐崎コース(荒神山)には見晴らしの良い展望台が存在するが、事業実施想定区域が位置する南東方向は周辺の樹林等が障害となり望むことができず、景観資源も視認できない。

表 5.3-3 主要な眺望点からの眺望の状況等の概要

番号	名称	概要	
1	山崎山城跡	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>山崎山城跡は、事業実施想定区域から南方向約 0.3km に位置し、頂上の広場の標高は約 143m である。</li> <li>広場は北東～南方向の視界が開けており、御池岳等の山並みが眺望でき、眼下には耕作地が広がる。北方向に位置する事業実施想定区域については、樹林等が障害となり視認できない。</li> </ul>
2	三角点コース(荒神山)	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>三角点コースは荒神山ウォーキングコースの1つであり、見晴らしの良い東屋が存在する。東屋は事業実施想定区域から北西方向約 0.5km に位置し、標高は約 267m である。</li> <li>東屋は北西～北方向、北東～東方向の眺望が開けており、北西～北方向では景観資源である琵琶湖、北東～東方向では雨乞岳方向の山並みが眺望でき、眼下には耕作地が広がる。南東に位置する事業実施想定区域方向については、周辺の樹林等が障害となり視認できない。</li> </ul>
3	林道荒神山線(荒神山)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道荒神山線コースは荒神山ウォーキングコースの1つであり、見晴らしの良い眺望点が存在する。眺望点は事業実施想定区域から北西方向約 0.8km に位置し、標高は約 272m である。</li> <li>眺望点は南東～南方向の眺望が開けており、南東に位置する事業実施想定区域方向を望むことができる。また、高取山等の山並みや耕作地が視認できる。</li> </ul>
4	林道日夏山線(荒神山)	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道日夏山線は荒神山ウォーキングコースの1つであり、見晴らしの良い眺望点が存在する。眺望点は事業実施想定区域から北西方向約 0.7km に位置し、眺望点の標高は約 236m である。</li> <li>眺望点は西方向の視界が開けており、景観資源である琵琶湖が眺望できる。南東に位置する事業実施想定区域方向については、周辺の樹林等が障害となり、視認できない。</li> </ul>
5	唐崎コース(荒神山)	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>唐崎コースは荒神山ウォーキングコースの1つであり、見晴らしの良い展望台が存在する。展望台は事業実施想定区域から北西方向約 1.9km に位置し、展望台の標高は約 224m である。</li> <li>展望台は北西方向の眺望が開けており、景観資源である琵琶湖が視認できる。南東に位置する事業実施想定区域方向については、周辺の樹林等が障害となり、視認できない。</li> </ul>

注1) 表中の番号は前掲の図 5.3-1 に対応している。

注2) ○は事業実施想定区域方向を視認できること、×は視認できないことを示す。

表 5.3-4 (1) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果 (山崎山城跡)

眺望点および眺望の状況	広場からは御池岳等の山並みが視認できるが、事業実施想定区域が位置する北方向については、周辺の樹林等が障害となり、視認できない。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
眺望景観	

表 5.3-4 (2) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果 (三角点コース (荒神山))

眺望点および眺望の状況	東屋からは琵琶湖等が眺望できるが、事業実施想定区域が位置する南東方向については、周辺の樹林等が障害となり、近傍は視認できない。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
眺望景観	



表 5.3-4 (3) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果 (林道荒神山線 (荒神山))

眺望点および眺望の状況	眺望点からは事業実施想定区域が位置する南東方向を視認できる。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できないが、高取山の山並みや耕作地が景観を特徴づけている。
眺望景観	

表 5.3-4 (4) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果 (林道日夏山線 (荒神山))

眺望点および眺望の状況	眺望点からは琵琶湖が眺望できるが、事業実施想定区域が位置する南東方向については、周辺の樹林等が障害となり、視認できない。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
眺望景観	

表 5.3-4 (5) 主要な眺望点からの眺望の状況等の調査結果 (唐崎コース (荒神山))

眺望点および眺望の状況	高台からは琵琶湖が視認できるが、事業実施想定区域が位置する南東方向については樹林等が障害となり、視認できない。
景観資源の視認状況	事業実施想定区域方向の眺望において、景観資源は視認できない。
眺望景観	

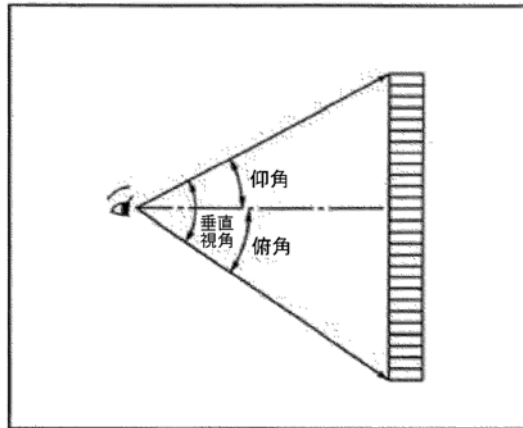
### 5.3.2 予測

#### (1) 予測項目・手法

主要な眺望点および景観資源と複数案の配置計画との位置関係を整理したうえで、フォトモンタージュを作成することにより、眺望景観の変化の程度について予測した。

また、主要な眺望点からの施設（煙突）が視認される場合には、仰角、俯角および垂直視角を算出し、眺望景観の変化の程度を予測した。

仰角、俯角および垂直視角の概要を図 5.3-2に示す。



出典：「環境アセスメント技術ガイド 自然とのふれあい」  
(平成 14 年 10 月、財団法人自然環境研究センター)

図 5.3-2 仰角、俯角および垂直視角の概要図

#### (2) 予測地域

予測地域は調査地域と同様とし、予測地点は、表 5.3-3において、事業実施想定区域方向が開けており、眺望が可能な林道荒神山線（荒神山）の1地点とした。

#### (3) 予測条件

予測条件を表 5.3-5に示す。

表 5.3-5 予測条件

複数案	X案	Y案
煙突高さ	59 m (頂部標高：約148m)	80 m (頂部標高：約169m)



(4) 予測結果

作成したフォトモンタージュを表 5.3-6に示す。

林道荒神山線（荒神山）からの眺望は、X案（煙突高さ59m）、Y案（煙突高さ80m）とも施設（煙突）が視認され、いずれの案も視認される煙突部分の俯角は9.9度程度となる。また、垂直視角は0.9～2.4度程度となる。

なお、いずれの案も煙突による高取山等の山並みのスカイラインの切断は生じず、土地や耕作地により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかである。

表 5.3-6 予測結果（林道荒神山線（荒神山））

<p>眺望景観 (X案：煙突高さ 59m)</p>	 <p>事業実施想定区域 高取山</p>
<p>俯角：9.9度 垂直視角：0.9度</p>	
<p>眺望景観 (Y案：煙突高さ 80m)</p>	 <p>事業実施想定区域 高取山</p>
<p>俯角：9.9度 垂直視角：2.4度</p>	

注) 仰角は、18度になると圧迫感が感じられ始め、30度では対象物が全視野を占め、圧迫感が残る。俯角10度付近は俯瞰景観における中心領域であるといわれており、対象物とその周辺に位置する場合は目につきやすくなる。水平見込角は、10度を超えると対象物は目立つようになる。

(出典：道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(平成25年3月、国土技術政策総合研究所))

### 5.3.3 評価

#### (1) 評価方法

予測結果をもとに、予測結果をもとに、設定した複数案間における影響の程度について比較・評価を行った。

#### (2) 評価結果

設定した複数案に係る景観に対する影響の程度の評価結果を表 5.3-7に示す。

いずれの案についても、主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さいと評価した。

ただし、眺望点からの眺望においてY案（煙突高さ80m）はX案（煙突高さ59m）に比べて煙突部分の俯角および垂直視角の程度が若干大きくなるため、X案（煙突高さ59m）の方が相対的に優位と評価する。

表 5.3-7 評価結果

複数案	X案：59m	Y案：80m
眺望景観に対する影響の程度	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。	主要な眺望点から施設（煙突）が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地により特徴づけられる眺望景観の変化はわずかであることから、眺望景観への影響は小さい。ただし、眺望点における煙突部分の俯角および垂直視角は、X案に比べ若干大きくなる。

このように、施設の存在に伴う眺望景観については、いずれの案も影響は小さいと評価するが、事業の実施にあたっては、土地または工作物の存在および供用（施設の存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、配慮書で計画段階配慮事項として選定した景観以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

## 5.4 総合評価

施設の配置に関する計画段階評価事項(騒音・振動および悪臭)の複数案間の評価結果を表 5.4-1 に、建造物等の構造に関する計画段階配慮事項(大気質・景観)の複数案間の評価結果を表 5.4-2 に示す。

施設の配置に関する計画段階評価事項(騒音・振動および悪臭)に係る影響の予測・評価の結果、A案(北側配置案)およびB案(南側配置案)ともに法令等に基づく規制基準を遵守することから騒音・振動および悪臭に係る著しい影響は生じないと考えられるが、A案(北側配置案)の方がB案(南側配置案)に比べ、施設の配置区域に近接する保全対象住居等の数が多くなるため、B案(南側配置案)の方が相対的に優位と評価する。

また、建造物等の構造に関する計画段階配慮事項(大気質・景観)に係る影響の予測・評価の結果、大気質については、X案(煙突高さ59m)およびY案(煙突高さ80m)ともに現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足するためいずれの案も同等と評価する。一方、景観については、眺望点からの眺望においてY案(煙突高さ80m)の方がX案(煙突高さ59m)に比べ、煙突部分の垂直視角の程度が若干大きくなるため、X案(煙突高さ59m)の方が相対的に優位と評価する。

表 5.4-1 総合評価(施設の配置)

項目	A案(北側配置案)		B案(南側配置案)	
騒音・振動および悪臭		騒音・振動および悪臭に係る著しい影響は生じないと考えられるが、B案に比べて施設の配置区域に近接する保全対象住居等の数が多いため、騒音・振動および悪臭の影響は相対的に大きくなる。		騒音・振動および悪臭に係る著しい影響は生じないと考えられるが、A案に比べて施設の配置区域に近接する保全対象住居等の数が少なく、騒音・振動および悪臭の影響は相対的に小さくなる。

注) は環境影響の観点で優位であること、 は環境影響の観点で相対的に劣ることを示す。

表 5.4-2 総合評価(建造物等の構造)

項目	X案(煙突高さ59m)		Y案(煙突高さ80m)	
大気質		Y案に比べ排ガスの寄与濃度は若干高くなる傾向が見られるが、将来濃度はY案と同等であるほか、現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足する。	○	将来濃度はX案と同等であるほか、現状の環境濃度からの変化は小さく、環境基準を満足する。
景観		主要な眺望点から施設(煙突)が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化もわずかであるため、眺望景観への影響は小さい。	○	主要な眺望点から施設(煙突)が視認されるが、高取山等のスカイラインの切断は生じず、山地や耕作地等により特徴づけられる眺望景観の変化もわずかであるため、眺望景観への影響は小さい。 ただし、眺望点における煙突部分の垂直視角は、X案に比べ若干大きくなる。

注) は環境影響の観点で優位であること、 は環境影響の観点で相対的に劣ることを示す。

このように、施設の稼働に伴う騒音・振動および悪臭についてはA案（北側配置案）およびB案（南側配置案）ともに法令等に基づく規制基準を遵守すること、大気質についてはX案（煙突高さ59m）およびY案（煙突高さ80m）ともに現状からの濃度変化は小さく環境基準を満足すること、施設の存在に伴う景観についてはX案（煙突高さ59m）およびY案（煙突高さ80m）ともに眺望景観の変化は小さいと考えられることから、いずれの案についても事業の実施に伴う影響は小さいと評価する。

しかし、事業の実施にあたっては、土地または工作物の存在および供用（施設の稼働・存在）に伴う影響を可能な限り回避・低減するため、以下に示す環境配慮を実施していくものとする。

- ・騒音・振動および悪臭 : 機械類は極力低騒音および低振動の機種を採用するほか、必要に応じて防音・防振対策を講じることにより、周辺環境への影響の低減を図る。  
: ごみピットを負圧に保つことにより、外部への悪臭漏洩を防止する。
- ・大気質 : 最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準値を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・景観 : 建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。

また、方法書以降の環境影響評価手続においては、配慮書で選定した計画段階配慮事項以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定したうえで詳細な現地調査を実施し、検討された施設整備計画に基づく詳細な予測および必要に応じた環境保全措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。